

神奈川県町村会からの「平成31年度 県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

平成31年3月
神奈川県

目 次

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進.....	1
2 防災・防犯対策の充実強化.....	5
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進.....	10
4 保健・医療・福祉対策の充実強化.....	13
5 産業の振興及び観光施策の推進.....	22
6 都市基盤等の整備促進.....	24
7 教育施策の推進.....	27
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進.....	31

II 地域要望

1 三浦半島地域要望.....	34
2 湘南地域要望.....	35
3 足柄上地域要望.....	41
4 足柄下地域要望.....	49
5 愛甲地域要望.....	55
6 水源地域要望.....	58

I 重 点 要 望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

<要望事項>

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、総務省の有識者会議が公表した2040年の日本社会を見据えた課題解決の方策として、自治体の枠を超えた連携の強化を促しており、県は国の動向をとらえ、引き続き地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

《措置状況》【政策局】

市町村が、人口減少・少子高齢化社会において、限られた資源を有効活用しつつ、今後も住民ニーズに的確に対応していくためには、広域連携など様々な手法を活用していくことが有効です。

このため、県では、市町村の持続可能な行政サービスの提供に向けた取組として、権限移譲のあり方、専門人材の確保等及び公共施設の老朽化対策の各課題について方向性を取りまとめ、順次、支援していくこととしています。

<要望事項>

イ 税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、さらなる町村の技能向上に資すること。

《措置状況》【総務局】

個人県民税の収入未済額は、短期派遣を含む個人住民税対策を進めたことにより、平成22年度以降8年連続で減少し、取組の成果があったものと認識しています。

個人住民税対策については、短期派遣制度や市町村税務職員研修派遣制度のほか、県と市町村との不動産共同公売、地方税法第48条の徴収引継ぎなど、各種取組の成果や課題を検証しながら検討していきます。

<要望事項>

ウ 運用されているマイナンバー制度の今後の方向性について、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国の動向を把握し、町村に速やかに情報提供を行うこと。

また、マイナンバー制度の利活用に当たっては、財政負担に対する効果と行政の効率化・スピード化につなげるため、国と地方自治体が一体となり、その方策を検討できる体制を構築するよう国へ働きかけること。

《措置状況》【総務局】

マイナンバー制度に係る情報提供については、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」として、「現行の仕組みの見直し等を行う際には、地方自治体の実務が円滑に進むよう、十分な情報提供を行うこと。」を国に提案しています。引き続き機会をとらえ積極的な情報収集を行い、速やかな情報提供を実施していきます。

また、地方に影響を与える制度の導入等に当たっては、「国と地方との協議の場」等において地方と十分協議を行い、地方の同意を得て実施することを求めるとともに、適切な財政措置を講じるよう、働きかけを実施していきます。

＜要望事項＞

- エ 各種基幹統計調査結果の情報収集に当たっては、平成29年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において「統計データのオープン化の推進・高度化」が位置付けられていることから、町村が情報収集する際には、煩雑な手続きをとることなく、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

統計情報の利活用における利便性の向上については、都道府県統計連絡協議会を通じて、従来から「統計データの有効活用の推進（オープンデータ化の取組の推進）」として、全国要望を行っています。

県としては、国の「統計データのオープン化の推進・高度化」における調査票情報の提供に関する利用要件の緩和等の見直しの状況を踏まえ、統計情報の利活用における利便性の向上について、引き続き国に要望していきます。

＜要望事項＞

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持するよう、主体性をもって国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、県、市町村の双方の行政運営に欠かすことのできない財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国会議員に対する働きかけや全国知事会等を通じた要望を行っています。

平成31年度税制改正において、制度が維持されることとなりました。

＜要望事項＞

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 安定的な地方税の確保の観点からも、償却資産に係る固定資産税の軽減措置は今回限りの特例とし、減税という税制による支援策は改めるとともに、平成30年度から適用される特例期間は延長しないことを国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

償却資産に係る固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、その償却資産の所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、固定資産税の時限的な特例措置については、期限の到来をもって確実に終了するよう、全国知事会等を通じて要望しています。

＜要望事項＞

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい簡素な評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保と税負担の公平性の観点から、非課税措置や鉄軌道用地の特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

《措置状況》【政策局】

家屋評価については、評価替えに伴い評点項目の整理合理化が図られてきましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっています。

したがって、課税の公平性が保たれることを前提に、非木造家屋評点基準表のより一層の整理合理化や、取得価格方式、平米単価方式などの検討など、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に働きかけていきます。

非課税措置等は、租税負担の軽減を通じて特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっていますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に働きかけていきます。

〈要望事項〉

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。

《措置状況》【政策局】

地域手当制度に関して、順次見直しは行われていますが、最低賃金との関係から地域手当の級地区分が低すぎると考えられる団体もあることから、平成30年度に改めて、地域の実情に応じた地域手当支給率の設定及び特別交付税の減額措置の見直しについて、総務省に対して要望を行いました。

今後とも国の動向を注視しつつ、機会をとらえて国に地域の実情を伝え、見直しを働きかけていきます。

また、特別交付税の減額措置については、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等も活用し、地方交付税の算定方法を改善すべき意見として、市町村の要望を取りまとめていく中で国に伝えています。

〈要望事項〉

イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に關し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。

《措置状況》【政策局】

観光地における財政需要については、普通交付税の清掃費において、入湯税納税義務者数を算定の基礎数値として、ごみ処理に係る経費が密度補正により措置されており、また、特別交付税においても、観光立国にかかる経費が措置されているところです。

しかし、これら以外にも、観光地における特有の行政需要が生じており、また、今後も観光客の増加に伴う需要の拡大が見込まれることから、観光地の需要への適切な財政措置の必要性を国に求めていくとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額確保を引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、普通交付税交付団体においては実質的な収入の増に繋がっていないので、普通交付税上の取り扱いについては、町村への実質的な収入増となるような制度設計を国に要望すること。

《措置状況》【政策局】

引き上げ分に係る地方消費税収は、全額社会保障施策に要する経費に充てるものとされていますが、その普通交付税上の取扱いについては、その性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて要望していきます。

＜要望事項＞

エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

《措置状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、地方交付税の法定率の引き上げ等により地方交付税総額を確保するとともに、臨時財政対策債を廃止し、本来の地方交付税に復元するよう、国に強く要望しています。

今後も、御要望の趣旨を踏まえ、あらゆる機会をとらえて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、予算配分の優先順位の低い事業についても、十分な予算が確保され、幅広く使途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

《措置状況》【政策局】

市町村自治基盤強化総合補助金は、広域連携への財政的支援や地域の実情に応じた支援の重点化等を図るものであり、町村については下限事業費を市の半額として、その事業規模に配慮しています。

また、特定地域課題解決型事業など、地域の実情に応じた支援制度も設けています。

今後も市町村の御意見を伺いながら、より良い制度となるよう検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進すること。

また、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、十分な予算を確保するとともに、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

《措置状況》【政策局】

平成28年度に創設した市町村自治基盤強化総合補助金の「地方創生推進事業」については、地方創生に資する事業を幅広く対象としていますが、より有効に活用いただけるよう、町村等

における事業費の下限基準額を平成29年度に引き下げています。

今後も市町村の御意見を伺いながら、制度のあり方を検討していきます。

<要望事項>

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方団体、とりわけ市町村の財政運営は、人口や地理的要因、法人所在の状況等により異なるため、地方交付税制度は、各年の交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することを目的とし、その使途については、地方団体の自主的な判断に任せて、国が使途を制限したり、条件をつけたりすることを禁止しているものと認識しています。

今後とも、地方財政計画の歳出の見積りに当たっては、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保するよう、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

(8) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税の清算基準については、最終消費地に適正に配分されるよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方消費税の清算基準については、平成30年度税制改正において、社会保障財源として充実が図られている地方消費税の税収を、より適切に最終消費地に帰属させるため、抜本的な見直しが行われたところですが、今後もその性格や見直しに伴う影響等を勘案しながら必要に応じて要望していきます。

2 防災・防犯対策の充実強化

<要望事項>

(1) 地震等防災対策の充実強化

ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制の早期実現化を図るとともに、決定された「大規模地震防災・減災対策大綱」に基づき、定められた対策を関係自治体と連携し、着実に推進すること。また、水防対策については、「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で、財政的支援を含めた災害対策の強化を図ること。

《措置状況》【くらし安全防災局・県土整備局】

県では、国に対して、地震観測体制の確立と更なる地震調査研究の充実強化を図るよう要望しています。

また、県西部地震については、温泉地学研究所が地震・地殻変動の観測と地震像解明に向け

た調査研究活動を行っており、引き続き地震観測体制の充実を図るとともに、国への要望を行っていきます。

大規模な地震災害や、火山の噴火、ゲリラ豪雨による風水害等への対応については、県や市町村などが担う公助や、県民一人ひとりの自助・共助が重要です。

県は、地震災害対策推進条例や地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画）、さらに地震防災戦略に基づき、必要な施策を着実に推進していきます。

また、水防対策については、県では、市町村等と共に「神奈川県大規模氾濫減災協議会」を平成29年5月に設置し、ハード、ソフトの両面から河川の減災対策の強化を図っています。

この協議会において、大規模水害に対して「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」といった目標を共有し、各機関が概ね5年間で実施する対策をとりまとめた取組方針を平成30年1月に策定しました。

この取組方針に基づき、関係機関と連携・協力し、引き続き着実な対策の推進を図っていきます。

<要望事項>

イ 住民の安全・安心を守る目的で自主防災組織等が設置する防災倉庫については、神奈川県建築行政連絡協議会を通じて議論し、速やかに「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。

《措置状況》【国土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としています。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を発出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしています。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めています。

県としては、防災備蓄倉庫の設置を促進する自治体によって倉庫の安全性が担保される場合等では、技術的助言の範囲内でどのような対応が可能か改めて検討し、その考えを個別に緩和の要望のあった自治体へ平成30年5月にお示しして、その内容について御検討いただいているところですので、引き続きの御要望がある場合については、県へ御相談くださるようお願いします。

<要望事項>

ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、国主導による実効性ある原子力災害対策が実施されるよう、国に対して、十分な安全対策を講じるとともに、国主導の下に、実効性ある原子力災害対策のため、防災体制の整備を図るよう要望しています。

<要望事項>

エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対す

る国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においては、既存の市町村自治基盤強化総合補助金の十分な予算の確保とともに、幅広く使途可能となる補助金とすること。

《措置状況》【政策局・県土整備局】

橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけていきます。

また、国道1号など、国が管理する国道における無電柱化の推進については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、今後も引き続き働きかけていきます。

また、市町村自治基盤強化総合補助金においては、耐震診断や補強工事を直接対象としたものではありませんが、長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減する事業を対象に補助を実施しています。

<要望事項>

オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけすること。

《措置状況》【県土整備局】

跨道橋の耐震補強事業については国の交付金等の制度がありますので、県としては、これらの事業に対して、確実な財政措置が講じられるよう国へ働きかけていきます。

<要望事項>

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

ア 「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」は、防災倉庫や消防団詰所など老朽化した防災設備等の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り柔軟で継続性のある補助金制度とするよう、住民を第一線で守る町村の声に速やかに応える補助金制度とすること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

現在、「市町村地域防災力強化事業費補助金」の補助対象は機能強化に関するものに限っており、現時点では見直しは考えていません。

なお、補助額や補助率については、被害軽減効果や政策的重要性を考慮し、決定しています。

<要望事項>

イ 生活再建資金の手続きに必須となる自治体が発行するり災証明については、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であり、県は引き続き自治体職員の評価技術向上を図るために、研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけすること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、県内市町村の罹災証明事務担当者等に対し、内閣府の専門職員や、熊本地震の際に罹災証明発行のための被害認定調査に派遣された県職員等を講師として、住家の被害認定調査等に関する研修を行っています。

また、平成29年度に神奈川県土地家屋調査士会と「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」を締結し、災害時における家屋の被害認定調査等に関する協力関係を築いたところです。

なお、九都県市では、昨年に引き続き、被害認定調査・罹災証明書発行について、全国的な支援体制を構築すること等を国に要望しています。

＜要望事項＞

- ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規則の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、引き続き、国に対して、防災行政無線のデジタル化に対する財政的支援について要望していきます。

また、防災行政無線は、災害情報伝達の重要な手段であり、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」で引き続き支援していきます。

＜要望事項＞

- エ 「市町村地域防災力強化事業費補助金」については、最終的に補助率を下回る交付額となり、やむを得ず一般財源で不足分を補てんした経緯があるため、既定の補助率どおり交付できるよう予算を確保すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

市町村地域防災力強化事業費補助金については、市町村からの交付申請の総額が、県の予算額を超える場合には、予算の範囲内となるよう、全体調整して交付しています。

そのため、交付額が補助率どおりとならない場合が生じますが、引き続き予算の確保に努めています。

＜要望事項＞

(3) 施設の耐震化の促進

防災基本計画に定められた「災害に強い強靭な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」という視点から、公共施設の耐震化による安全性の確保が求められており、老朽化対策への財政支援をさらに強化するとともに、平成32年度までとされている「市町村役場機能緊急保全事業」の期間延長を国に働きかけること。

《措置状況》【政策局・くらし安全防災局】

県では、地震防災戦略において、庁舎など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を重点施策に位置付けています。

庁舎の整備等については、市町村が公共施設等総合管理計画等に基づいて施設長寿命化、老朽化対策として施設を改修する際には、市町村自治基盤強化総合補助金が活用できる場合もあります。

また、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等について設けられた、公共施設等適正管理推進事業債の「市町村役場機能緊急保全事業」の期間延長については、各市町村の対応状況も踏まえながら、必要に応じ、機会をとらえて国に要望していきます。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における防犯対策の推進

ア 道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

防犯灯については、市町村が、地域の状況に応じて整備を進めてきた経過もあり、財政支援措置にかかる国への働きかけは、慎重に検討すべき課題と認識しています。

防犯カメラについては、県は国に対し、地方自治体が行う防犯カメラ設置促進事業への国庫補助制度を創設するよう提案しているところです。

＜要望事項＞

イ 犯罪抑止力を高めるため、神奈川県地域防犯力支援事業に基づく防犯カメラの設置を今後も継続し、地域防犯の強化を推進すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

神奈川県地域防犯力強化支援事業は、平成28年度から平成31年度の4年間で800台の地域防犯カメラの設置を支援することを目標としていましたが、地域住民や市町村等のニーズに早急にお応えするとともに、地域防犯カメラの設置効果の早期実現を狙い、計画を1年前倒しし、平成30年度中に800台の設置を支援するよう、取り組みを進めています。

本事業の開始以降、防犯カメラの設置ニーズが高く、各市町村からも継続の要望があることから、平成31年度を最終年度として支援を行います。

＜要望事項＞

(5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番の機能を最大限に發揮させるために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しています。

また、県警察では、更なる警察力の向上を図るべく、平成31年度に向け、国に対して増員要求を行っており、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応していきます。

＜要望事項＞

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

土砂災害の発生は悲惨な事態を引き起こすため、土砂災害警戒区域に指定された場合も、特別警戒区域に指定された場合と同様な補助制度の構築を早急に国に強く働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

土砂災害特別警戒区域内において、既存不適格住宅の移転、又は土砂災害に対する構造耐力上の安全性を確保するための改修に対して、市町村が補助金を交付する場合、国の補助制度である「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用することができます。

＜要望事項＞

(7) 交通事故防止のための交通安全施設の整備

交通事故多発抑止の観点から、町村の交通事故発生状況をみたなかで、信号機及び

効果的な交通安全施設整備に伴う予算の増額を図ること。

《措置状況》【警察本部】

県民の皆様の安全・安心を確保するため、信号機等交通安全施設を必要な場所へ設置し適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めるとともに、信号機等交通安全施設のライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行にも取り組んでいきます。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

<要望事項>

(1) 自然環境の保全

ア 近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は国に財源を要望し、現状を調査し計画的に事業を推進すること。

《措置状況》【環境農政局】

治山事業における災害防止対策については、山地の崩壊や土砂流出の危険性の高い地区を山地災害危険地区に設定し、必要な山地災害の予防対策に取り組むとともに、崩壊地や荒廃した溪流の復旧対策及び森林整備にも優先度の高いところから計画的に実施しています。また、近年、全国的に大きな災害が頻発していることから、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

森林整備事業については、水源環境保全税を活用し、水源の森林づくり事業をはじめとした森林の保全・再生の取組を着実に進めるとともに、造林補助事業について、引き続き予算の確保を国に要望し、森林整備を促進していきます。

<要望事項>

イ 山地災害の防止と被害地の早期復旧を図る上で、県は整備財源を国に要望するとともに、小規模治山復旧事業に係る単独予算を確保すること。

《措置状況》【環境農政局】

山地災害の防止と被害地の早期復旧については、被害の程度や優先度等を踏まえ、計画的に実施しています。整備財源については、引き続き予算の確保を国に要望していきます。

なお、第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画の特別対策事業として、水源林基盤整備事業に取り組んでおり、水源保全地域内において、崩壊地の拡大や森林土壤の流出を防ぐため、土壤保全対策を推進しています。

小規模治山事業及び水源林基盤整備事業については、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

<要望事項>

(2) 森林環境譲与税等に対する支援

平成36年度から課税される森林環境税については、個人住民税と併せて徴収されるが、納税者の混乱を招かぬよう、十分周知・徹底を図るとともに、徴収事務については、出来る限り自治体への負担軽減を図ること。

また、平成31年度から譲与される森林環境譲与税に係る使途及び公表やその他森林整備事業との区分等について、町村へ専門的・技術的な面からの支援すること。

《措置状況》【政策局・環境農政局】

森林環境譲与税については、国の動向を注視して、市町村への情報提供に努めています。

同税の使途等に係る市町村への支援については、平成31年度からの事業の円滑な開始に向けて、これまで市町村との個別打合せ会等を行い、市町村が抱える課題やニーズを伺うとともに、使途の考え方を示したガイドラインの作成等を行ってきました。

平成31年度からは、相談窓口となるサポートセンターや専門知識を持った人材を斡旋する人材バンクの設置、森林・林業の関係団体と連携した総合的な支援体制づくりのほか、市町村の参考となる森林の現況調査やモデル事業を実施するとともに、県全体の取組や効果を県が率先して公表することで、すべての市町村で適切に事業が展開され、着実に成果が上がるよう、市町村への支援を継続していきます。

〈要望事項〉

(3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るために、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化や初期投資への助成等の支援を行うよう、国へ要望するとともに、県独自の政策として初期投資への助成拡充に努めること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るために、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

《措置状況》【産業労働局】

再生可能エネルギーの導入加速に向け、手続きの簡素化を含めた規制改革の推進については、本県も会員である「自然エネルギー協議会」が国に要望しました。

また、住宅の高断熱化とエネファームなどの高効率設備等により、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロとする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を導入する経費に対して補助を行っています。

さらに、平成30年度から、ZEH化が困難な既存住宅の省エネ改修に対しても補助を行っています。今後も、引き続き必要な支援を行うとともに、必要に応じて、国への提案要望を行っていきます。

〈要望事項〉

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

ア 年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

また、国はジビエ活用を行う場合の支援策を強化し、活用がなされない場合には支援を弱めるといった方針を示している。ジビエ活用に関しては、地域によりその状況も異なることから、ジビエ活用を実施しない地域に対しても、今まで同様、支援策を強化することに働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

有害鳥獣の被害実態については、農家、市町村、農業協同組合、森林組合等の御協力により、毎年度農林水産物被害等調査結果として取りまとめています。

各地域における実情にあった施策の展開については、地域県政総合センターごとに設置している地域鳥獣対策協議会を軸に推進していくとともに、平成29年4月に設置した「かながわ鳥獣被害対策支援センター」が、市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策の提案、実施に向けた支援、情報発信等を行っていきます。

ジビエ活用については、県としては、ジビエ活用を実施するかどうかに関わらず、鳥獣被害対策を継続していくことは必要であると考えていることから、これまで同様、国の鳥獣被害防止総合対策交付金について、予算の確保を国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ ツキノワグマの人里への出没が増加しており、住民の不安が高まっていることから、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画等において、具体的な対策を講ずること。

《措置状況》【環境農政局】

ツキノワグマ対策については、第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画を受けた「神奈川県人里でのツキノワグマ出没時の対応マニュアル」に基づき、人的被害を防止するため、市町村等と連携し、出没状況に応じたパトロールや追い払い、捕獲等の対策を速やかに行っていくこととしています。

具体的には、ツキノワグマの増減傾向、推定個体数等の生息状況を把握するため、継続的なモニタリングを行うこととし、平成30年度は個体識別調査等を試行しながら課題の洗い出しを行い、本格実施に向けて準備を進めてきました。また、平成31年度についても同様の取組を継続し、市町村と情報を共有しながら対策を実施していきます。

＜要望事項＞

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図るとともに、解体等に要する費用に対しても、財政支援措置を講じること。

また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備について、県においても国の交付金制度を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

《措置状況》【環境農政局】

「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保すること、また、中継施設などごみの広域処理に必要な施設の整備及び廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備については、範囲を限定せずに全て交付対象とすること、さらに、解体等に要する費用については、廃棄物処理施設の解体撤去工事のみを行う場合に対して、別途財政的支援を行うことを、国に要望しています。

なお、ごみの広域処理に必要な施設の整備について、国が確保できない場合に、県が補完的制度を創設することは考えていません。

＜要望事項＞

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域的見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

《措置状況》【健康医療局】

条例を制定している県内の市においては、焼骨を埋蔵する墓地と住宅との距離規制を設けているところと設けていないところがあり、これまでの本県の規制緩和等の経緯を踏まえると、県条例で一律に全ての町村域に距離規制を設け規制を行うことは、適当でないものと考えます。

また、県では「事務処理の特例に関する条例」により、町村への権限移譲が可能な事務とし

ていますので、事務の移譲を受け、墓地の需要や地域の宗教的慣習、都市計画との調整等を考慮した上で、各町村が地域の実情に合った形の規制を行うことが望ましいと考えます。

＜要望事項＞

(7) 航空機による騒音対応の強化

厚木海軍飛行場は、周辺市町村で深刻な航空機騒音被害が発生しているが、住民が航空機の種類を判別できない場合も多いことから、航空機が不明な場合でも一括して対応可能な問い合わせ先の設置および、激しい騒音が予想される際には、事前に情報提供および住民への十分な説明を行うよう、県は国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

軍用機等の騒音問題については、一義的には、自衛隊機を運用し、また日米安全保障条約によって基地を提供している国の責任において対応すべきものと考えます。

本県としては、硫黄島での米軍の空母艦載機着陸訓練の情報など、国から提供を受けた情報についてはホームページ等で県民に周知していますが、基本的に、米軍機及び自衛隊機に関する飛行運用など、騒音につながる具体的な情報は、本県をはじめ地方自治体には、国からは提供されていません。

そこで本県としては、基地関係市と連携し、激しい騒音の発生が予想される米軍機の飛行について、国の責任において適時、的確な情報提供を行うとともに、住民への十分な説明を行うことや、航空機騒音の苦情について24時間常設のコールセンターを設置するなど、処理体制の充実を図ることなどを国に要望しており、引き続き求めていきます。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

＜要望事項＞

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できることにする。

《措置状況》【健康医療局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っています。

医師不足や医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師の数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望しているところです。

小児救急医療をはじめとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会をとらえ国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅

に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、財政措置の拡充を講じることを、国に対し、継続して要望しています。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業のクーポン券配布等による受診促進事業については、全額国庫負担とした上で、継続して実施すること、制度改革を行う際には、自治体における準備期間を考慮し、内容を設定することを国に要望しています。

＜要望事項＞

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

《措置状況》【健康医療局】

県では「平成31年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、平成26年4月から施行された「風しんに関する特定感染症予防指針」の目標達成に向け、国としても対策を一層強化し、地方自治体が取り組む風しん対策に対して、財政措置を講じるよう要望を行うとともに、世界保健機関（WHO）が推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないワクチンについて、専門部会における接種の安全性に係る検討を進め、早急に定期予防接種化を図るよう要望しました。

予防接種後に発生した健康被害の救済の手続きについては、国において、順次、審査が行われていますので、今後も国の動向に注視し、必要に応じて国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

エ 麻しんについては、平成27年3月に日本が排除状態にあることが認定されているが、海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られていることから、十分な定期接種の機会がなかった年齢層に対する定期接種の実施や救済措置を講じるよう国へ働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、「平成31年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、平成30年春の麻しんの感染拡大状況を示した上で、感染症対策の強化及びそれに伴い地方自治体が実施する対策への財政措置について、国に要望しました。

＜要望事項＞

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るために、実施主体である市町村に対して県が補助を行っています。

今後の方向性や、見直しに当たりましては、対象者も多く県民への影響が大きいため、慎重

に検討していきます。

また、県としては、小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も、引き続き、国の制度として小児医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけていきます。

＜要望事項＞

- イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

「重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度」の見直しについては、事業の安定的な継続を図るため、平成17年度に全市町村からの要望に基づき、「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、検討を重ねてきた経緯があります。

その検討結果が平成19年3月に検討会報告書として県に提出され、その後、各市町村長や医師会等の関係団体との意見交換を実施し、平成19年9月に県としての方針決定を行い、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

「重度障害者医療費助成制度」の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について引き続き協議していきます。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望していきます。

＜要望事項＞

- ウ 一部の小児医療費助成や障害者医療費助成については、町村単独で補助を行っており、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等への削減措置は、国が本来果たすべきセーフティーネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、未就学児までの医療費助成については、同年12月、平成30年度から減額措置を行わないこととされたところですが、県としても、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っています。

＜要望事項＞

- エ 国が進める少子化対策において、不育症・不妊症等の特定治療助成事業は重要であり、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減

するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っています。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望していきます。

また、不育症については、妊娠はしても、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされています。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されていますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されていません。

このため、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案していきます。

<要望事項>

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県の方針では、市町村が主体性を持って行う事業に対する補助についての補助率は、原則として3分の1以内としていますが、「重度障害者医療費助成制度」については、補助率を、政令市・中核市は3分の1、その他の市町村は2分の1としています。今後も、制度のあり方については、引き続き市町村と協議していきます。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであります、今後も引き続き要望していきます。

<要望事項>

カ 地域生活支援事業に対する国の規定補助率（1/2以内）と、実質補助率との乖離を解消するとともに、義務的経費として負担金化するよう国に対して働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。今後とも機会をとらえて継続的に要望していきます。

<要望事項>

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 新たな国民健康保険制度を円滑に運営するため、保険料税水準に激変が生じないよう、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとすること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、市町村との協議により国保事業費納付金を算定する際には、医療費水準、年齢構成及び所得水準などを反映することとなり、これにより地域の実情を踏まえた配分が行われるものと考えています。

また、激変が生じる場合は、一定の期間を設けて交付金等を活用し緩和措置を講ずることになっています。

なお、制度改革を円滑に実施するために積み立てられた特例基金については、保険料水準に激変が生じないよう、交付額を段階的に逓減することとしたところです。

県では、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくため、今後実施される財政基盤強化策を国の責任において検証し、引き続き必要な財政措置がなされるよう、国に要望しています。

<要望事項>

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

《措置状況》【健康医療局】

今般の国保制度改革において目的とする「保険料の平準化」とは、「医療費水準を踏まえた保険料負担の標準化」と受け止めており、同一の医療費水準であれば、同一所得同一保険料となることを目指すものと理解しています。

具体的な仕組みとしては、各市町村の医療費水準と所得水準に基づき算定された国保事業費納付金に基づく標準保険料率がそれに当たると考えられますが、被保険者の保険料負担等に着目した法定外繰入金等が行われている中で標準保険料率とすることは、保険料負担の激変を生じることになり、直ちに実施することは困難です。

なお、保険料率を統一水準とすることについては、医療費水準が全県で等しくなる医療提供体制の見直しと、法定外繰入の解消に結びつく国による財政基盤強化策のさらなる拡充が必要と考えており、こうした環境が整った段階で検討していくものと考えています。

<要望事項>

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国統一費用部分（国1/2、県・町各1/4）の他に、公定価格の27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

給付費については、本来、新制度における幼児期の教育・保育の充実のために支払われる個

人給付であるため、認定区分にかかわらず、国は原則どおり他の給付費と同じく2分の1を負担すべきであると考えます。このため、県としては、1号認定の子どものみに経過措置として設定されている「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、国に機会をとらえて要望を行っています。

地域子ども・子育て支援交付金については、引き続き県負担分（3分の1）を補助していきます。

＜要望事項＞

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

地方交付税の算定における基礎数値は、国勢調査をはじめとする国の指定統計調査や関係官庁の調査等を用いることとされています。

公立幼稚園等については、学校基本調査規則によって調査した園児数等を基礎数値として算定されますが、広域利用者数については、公表数値が存在しないことから、交付税の算定に反映させることは困難です。

また、幼稚園設置市町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額の差額部分の負担について一定のルールを設けた場合、地域の実情にそぐわないケースが生じることも考えられることから、一定のルールを設けることも困難です。

公立幼稚園等の広域利用に伴う個別の財政負担の調整は、当該市町村間で行うようお願いします。

＜要望事項＞

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 保育緊急対策事業費補助のうち、「低年齢児受入対策緊急支援事業」「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」は、平成29・30年度の時限的事業であるため、これに代わる補助事業の検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人事費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

《措置状況》【政策局・福祉子どもみらい局】

低年齢児受入対策緊急支援事業については、平成30年度までの集中的な取組として実施していましたが、依然として県所管域において低年齢児の待機児童が多いことから、補助対象を見直した上で平成31年度も引き続き対応していきます。

また、地域型保育事業連携対策緊急支援事業については、同事業を活用している市町村の状況を聴取した上で、同じ経費を補助対象とする国庫事業（国から市町村への直接補助）を活用していただくこととしています。

なお、公共施設について、市町村が公共施設等総合管理計画等に基づいて、施設長寿命化、老朽化対策として施設を改修する際には、「市町村自治基盤強化総合補助金」が活用できる場合もあります。

＜要望事項＞

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環で、より一層の充実が求められ、さらに平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」でも、その整備推進が位置付けられている一方で、県の補助規定に制約が多く補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。

今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

《措置状況》【教育局】

「放課後子ども教室推進事業」については、県の子ども・子育て支援計画である「かながわ子どもみらいプラン」の中でも重点施策に位置付け、実施を推進しているところであり、県の補助金積算調整基準を見直し、平成29年度から謝金対象となるサポーターの人数を3人から4人に、平成30年度から年間開催日数の上限を120日から180日に拡大するとともに、小学校区数としていた教室数の上限を撤廃しています。

今後も引き続き、県の予算確保に努めるとともに、市町村が継続的に事業を実施するため、国においても必要な経費の地方財政措置を講ずるよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて、引き続き国に要望していきます。

＜要望事項＞

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

しかし、予算・人員とも少ない町村では、的確に対応することが困難である。そこで、県は自ら児童相談体制の充実強化を図り、町村の負担軽減を検討する一方、県の対応が困難であれば、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

県では、平成27年度から各児童相談所の児童福祉司を増員し、「要保護児童対策地域協議会」の支援等を担う支援担当児童福祉司を新たに配置しました。この支援担当児童福祉司を中心市町村への支援の充実に努めています。

また、平成30年度においても引き続き、「市町村の要保護児童対策地域協議会等への支援」として、市町村における相談窓口の整備や要保護児童対策のためのネットワークの充実、人材養成・確保が図られるよう、適切な財源措置を行うことについて国に要望しています。

＜要望事項＞

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足額が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しています。

＜要望事項＞

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じ

ていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

低所得者に対する軽減措置については、現在一定の措置は講じられているものの、その内容は十分でないことから、中長期的な視点に立った見直しにより、負担軽減措置の拡充を図るよう、国に要望しています。

＜要望事項＞

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であるとともに利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

介護保険制度の見直し等に当たっては、地方自治体が確実に対応できるよう、内閣府の平成30年地方分権改革に関する提案募集を通じて、十分な準備期間の確保及び適切な情報提供について提案しましたが、このたび、厚生労働省から、「介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う」との対応方針の閣議決定案が示されたところです。

＜要望事項＞

エ 介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施にあたり、必要な財政措置を講ずるとともに、上限額を超える場合の個別の協議にあたっては、保険者の実情に応じた柔軟な対応を図るよう、国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

国は、最長平成32年度までの間、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費が上限額を超える場合は個別協議を実施し、必要と認める場合は超過分も交付金の対象とすることとしています。

上限額の取扱いについては、個別協議において、地域の実情を十分に勘案するよう国に求めています。

なお、平成33年度以降の制度については、国の動向を注視していきます。

＜要望事項＞

オ 介護療養病床等からの介護医療院への転換にあたっては、保険者における介護保険事業計画に基づく計画的な保険運営の確保と介護保険財政へ支障をきたすと認められる場合等においては、他の施設サービス等と同様、自治体の指定拒否を認める総量規制の対象とするよう、国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

療養病床からの転換による介護医療院の開設は、いわゆる総量規制の対象外であり、保険者である市町村の介護保険事業計画において整備計画がない場合であっても、原則、開設許可を行うことになっています。

ただし、医療療養病床からの転換の場合は、診療報酬から介護報酬へ移行することになり、市町村の介護保険財政への影響も懸念されることから、今後、国の動向を注視するとともに、市町村の状況等を勘案し、要望すべきかどうか検討していきます。

＜要望事項＞

力 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護従事者について、人材養成やスキルアップなど、より積極的な人材の確保・活用の支援に取り組むとともに、介護人材を確保・維持していく上で必要な制度改正や財源措置等について国へ働きかけること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局・健康医療局】

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護分野での就労未経験者や外国籍県民等の就労支援等を行う「多様な人材の確保」、中堅の介護職員を対象にチームリーダーの育成等を行う「資質の向上」、職場環境に応じたキャリアパスの整備等の運営上のマネジメント支援等を行う「労働環境の改善」の3つを大きな柱として取組を進めています。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、在宅医療を担う医療従事者を十分確保する必要があることから、県は「地域医療介護総合確保基金」を活用して、県医師会が運用する在宅医療トレーニングセンターへの補助や、県内各地域の課題に対応した医師向けの研修などにより、在宅医療の担い手となる医師等の育成を図るよう努めています。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでいきます。

介護人材の養成・確保への取組については、独自の取組を行っている市町村もあると認識しております、今後も、各市町村の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討していきたいと考えています。

また、地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターの養成研修を行うとともに、地域包括支援センター職員を始めとし、訪問介護員及び在宅医療関係者も含めて、多職種協働の取組についての研修会を開催しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で、地域包括支援センターは中核的な役割を果たすことが期待されていますが、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務に係る報酬は業務実態を十分反映していないことから、見直すよう国に提案を行っています。

なお、地域包括ケアシステムを深化・推進するためには、全体のマネジメントも含めた体系的な研修が必要であることから、国に対して、国立保健医療科学院において、地方自治体職員を対象とした地域包括ケアシステムの全体マネジメント等、中核となる職員の養成に必要となる体系的な短期研修の実施を要望しています。

＜要望事項＞

(8) 「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」開催に向けた準備

「ねんりんピック神奈川2021（仮称）」の開催に向けた準備にあたっては、開催町村の意向に沿った必要な支援及び広域的な調整等を積極的に図るとともに、円滑な開催が図れるよう、適切なスケジュールの設定等を行うこと。

《措置状況》【スポーツ局】

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の本県開催に当たっては、交流大会の会場となる市町村ごとに、実行委員会を設立して大会の運営方法や歓迎レセプション、独自イベントなどについて具体的な検討を進めていただくことになりますが、県としても、スポーツや文化活動の楽しさを伝える大会にするため、広域自治体として開催市町村や競技団体等との調整に努めています。

また、本県では、2019年にラグビーワールドカップ™、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会と3年連続して大規模スポーツイベントが開催されることから、円滑な開催が図れるよう、計画的に準備を進められるスケジュールを設定していきます。

＜要望事項＞

(9) 神奈川県高年齢者労働能力活用事業費補助金の継続

「生きがい事業団」の運営に要する経費を補助している町村を対象として交付される当該補助金は、国庫補助金への移行を見込み、平成30年度までの時限補助金となっている。

しかし、国庫補助金の交付基準は、特に小さな町村にとって大変厳しく、現実的に移行が困難な状況にある。

「生きがい事業団」は、高齢者の就業機会を確保するだけでなく、様々な役割を果たしており、その存在は非常に重要であることから、平成31年度以降も当該補助金を継続すること。

《措置状況》【産業労働局】

「神奈川県高年齢者労働能力活用事業費補助金」について、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

5 産業の振興及び観光施策の推進

＜要望事項＞

(1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するよう国へ要望すること。

《措置状況》【環境農政局】

国は、平成25年から運用されている経営所得安定対策に加え、農業者の経営の安定に寄与する制度として、平成31年1月から「収入保険制度」を開始していますので、県としても、引き続き制度の周知と加入の促進に努めています。

＜要望事項＞

(2) 県内の観光の推進

ア 「かながわ農業活性化指針」の施策の方向の一つである「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」のなかで、「農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進」が位置づけられており、各町村にある「農業」・「林業」・「漁業」といった第一次産業の資源を活かし、6次産業化により新たな観光資源となるブランド商品を生み出すことにより、地域の活性化が図れるよう、新たな支援制度を確立すること。

《措置状況》【環境農政局】

6次産業化の推進については、6次産業化サポートセンターを設置し、生産者の実情に応じた個別の事業相談を実施するとともに、研修会等の実施による人材育成や商品開発支援に取り組んでいます。また、農畜産物や6次産業化商品のブランド力をあげるため、かながわブランドの登録等により、県民の認知度の向上と販路拡大を図っています。

新たな支援制度については、地域の要望や国の支援制度の活用状況等を踏まえて検討していきます。

＜要望事項＞

イ 観光立国実現に向けた観光基盤の充実・強化を図る観点から、観光促進のための税として、国際観光旅客税が創設されるが、具体的施設整備を関係自治体が行う場合は、整備に見合った財源の確保が図られるよう国へ働きかけること。

《措置状況》【国際文化観光局】

国際観光旅客税については、全国知事会でも、税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分するよう、国に対して提言しています。

県としては、引き続き、全国知事会と連携しながら国の対応等を注視していきます。

＜要望事項＞

(3) 民泊新法施行に伴う観光振興への対応

平成30年6月から施行された「住宅宿泊事業法」により、事実上の民泊が解禁されるなかで、住民の安全確保や良好な住環境保全の問題などが懸念されるため、住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針に基づき、問題が発生しないよう、関係町村と連携し適切な指導を行うこと。

《措置状況》【健康医療局】

住宅宿泊事業法の届出施設については、法令及び「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」に基づき、事業の適正な運営が行われるよう指導を行っています。また、地域住民からの苦情や相談に対し、市町村、警察署、消防署等の関係機関と情報共有を図り、連携して指導監督を行っていきます。

＜要望事項＞

(4) ICカードの広域利用による観光振興

東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興と生活関連利用者の利便性の向上を図るため、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアをまたがる利用が可能となるよう、引き続き、関係機関等を通じて鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

《措置状況》【国土整備局】

JR御殿場線ICカードの利用については、TOICAエリアとSUICA首都圏エリアを跨る利用は出来ないことから、交通系ICカードを広域的に利用できる環境が整備されるよう、引き続き、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」等を通じて、国やJR東海に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

お茶の消費量並びに生産者の高齢化による栽培面積とも減少傾向にあるなかで、かながわブランドに認定されている「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

《措置状況》【環境農政局】

国の補助事業の要件緩和や拡充・強化については、既に中山間地域が優先枠に設定されている事業もありますが、生産者団体の実情や要望等を踏まえながら、必要に応じて、さらなる要件緩和等を国に働きかけていきます。

「足柄茶」の販路拡大については、生産者団体である神奈川県農協茶業センターが実施している「足柄茶ファームオーナー」制度のPR等の支援を行っています。また、同センターと連携し、実需者とのマッチング支援、かながわブランドサポート店を対象とした販路拡大や販売イベントの開催等にも取り組んできました。今後も、国内の茶の販路拡大に努めるとともに、海外への販路拡大については、国がオールジャパンでの輸出促進体制を構築していますので、必要な情報等を収集・提供していきます。

6 都市基盤等の整備促進

<要望事項>

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共団体施行の区画整理事業については、組合施行の事業と同様な補助対象となるよう、新たな補助制度の創設をすること。

《措置状況》【県土整備局】

公共団体施行の土地区画整理事業について、国は、原則幅員12m以上の都市計画道路の整備費用の一部を補助する制度を設けており、国庫補助を除く地方公共団体負担分は、その都市計画道路の管理者が負担するという基本的な考えに基づき、整備する都市計画道路が県道である場合には、県が負担しています。

県財政健全化に向けた取組を進めている中、公共団体施行の土地区画整理事業について、県道以外の都市計画道路まで県負担を拡大することは、極めて困難な状況ですが、計画的な事業推進が図られるよう、国に対して、引き続き事業実施のための調査や都市計画道路の整備等に対する適切な財源措置を講じるよう要望していきます。

<要望事項>

(2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の場が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

《措置状況》【環境農政局】

移住や定住の促進を目的に建物の新築等を行う場合であっても、自然公園内であれば、自然環境や風致景観との調和を図る必要があります。県立自然公園条例に基づく特例の適用については、具体的な計画の内容に応じて、個別に調整していきます。

<要望事項>

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

都市基盤整備を推進するうえで有意義な本交付金については、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられることから、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、使途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考え方を示すよう、国へ働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

「社会資本整備総合交付金」については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけています。

今後も様々な機会をとらえて、引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

(4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交

通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、安全・安心で均衡ある道路網の整備を推進するため、国へ予算を確保することを働きかけるとともに、着実に道路整備を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

町村部における県道の整備については、「かながわのみちづくり計画」において、真に整備を推進すべき箇所は、都市部、町村部の分け隔てなく、しっかりと計画に位置付けています。

県としては、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しながら、町村部における道路整備についても計画的かつ着実に推進していきます。

＜要望事項＞

(5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけすること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により生活交通確保に係る取組の支援を行っていますが、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、確実な予算の確保について、今後、国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、「生活交通確保対策地域協議会」の協議結果により、広域性と確保維持の必要性が認められる既存バス路線を、「地域公共交通確保維持費補助金」の対象としており、国と協調して当該路線の確保・維持を支援しているところです。

なお、一定の広域性を有するバス路線への支援をすることから、補助要件については、継続します。

＜要望事項＞

ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけすること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により生活交通確保策の取組の支援を行っていますが、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域の実情に応じて、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、補助要件の緩和などの支援の拡大を、引き続き国に働きかけていきます。

＜要望事項＞

(6) 河川区域内における環境保全対策の充実

自治会への委託制度等によって、河川環境の保全を図っているものの、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

《措置状況》【県土整備局】

除草や樹木伐採については、治水上や河川環境の保全上の観点のほか、河川利用や防火・防犯の観点からも実施しており、厳しい財政状況ですが、自治会委託制度も活用しながら、今後も引き続き実施するよう努めています。

＜要望事項＞

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費並びに維持管理費の増大は、内部留保資金に乏しい水道企業体では、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するうえで、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

《措置状況》【健康医療局】

県では、全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じられるよう、国に「生活基盤施設耐震化等交付金」の資本単価要件、家庭用水道料金の要件の撤廃と国庫補助等に係る必要な財源の確保を提案しています。

なお、県による維持管理に係る補助制度の創設については、厳しい財政状況からも困難です。

＜要望事項＞

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

《措置状況》【政策局】

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案した上で措置されているものですが、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えていきます。

＜要望事項＞

ウ 下水道事業の健全化を図るため、平成24年度まで廃止された公的資金補償金免除による繰上償還制度について、条件を緩和して復活するよう、国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、25年度限りで制度が廃止されたところです。

しかしながら、臨時財政対策債による公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況ですので、公債費負担の軽減については、引き続き、国に対して働きかけています。

<要望事項>

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため「公共施設等適正管理推進事業費」について、自治体が対策等を推進するに十分な地方財政計画の計上額を確保するとともに、地方財政措置をさらに拡充することを国へ働きかけること。

《措置状況》【政策局】

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等については、公共施設等適正管理推進事業債の地方債制度において優遇措置が設けられています。

また、国庫補助ではありませんが、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画等に基づく施設統廃合事業や、同じく公共施設等総合管理計画等に基づく施設長寿命化・老朽化対策事業を設けています。

県としては、これらの制度の周知に努めるとともに、公共施設等の適正な管理に当たっての効果的な財政支援の拡充について、機会をとらえて国に働きかけていきます。

7 教育施策の推進

<要望事項>

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

《措置状況》【教育局】

教職員定数については、義務標準法に基づいて算定しています。同法の附則第2項では、政府は学級規模及び教職員の配置の適正化に関して検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとされています。

県としても国の動向を注視するとともに、いじめや不登校などの様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、地方の弾力的な運用を可能とする定数改善を引き続き国に働きかけていきます。

<要望事項>

イ 平成28年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランには、「希望出生率1.8」に向けた取り組みのなかで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能強化が位置付けられており、更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

《措置状況》【教育局】

スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しましたが、国庫補助率が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや、県の厳しい財政状況から、現行制度の中で、増員や派遣日数の増加を図ることは困難です。

また、スクールソーシャルワーカーについては、平成31年度は、2人増員して44人を配置することとし、学校と関係機関との連携による対応に努めています。

今後、市町村教育委員会と検討・協議を行い、県・市町村の役割分担等を整理した上で、各

市町村の状況に応じ、県によるスクールソーシャルワーカーのさらなる配置拡充に向けた検討を進めていきます。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県及び全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、今後も継続して働きかけていきます。

＜要望事項＞

ウ 学校図書館運営の充実化を図るうえでは、計画的かつ継続的に図書館業務に係る一定の資質を備えた職員を配置することが重要であるため、図書館業務に専念できる専任の図書館司書を配置すること。

《措置状況》【教育局】

司書教諭については、学校図書館法が改正され、平成15年度から12学級以上の学校に配置することになりました。

しかしながら、専任の司書教諭については、義務標準法に規定されておらず、新たに県単独の事業が必要となることから、本県の非常に厳しい財政状況の下では困難です。

なお、平成24年度から、学校司書の配置のために国から市町村への地方財政措置が講じられており、平成29年度からその規模が拡充され、5か年で1,100億円の地方財政措置が講じられています。

＜要望事項＞

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、生活習慣や環境の変化等に対応できない児童・生徒が多く、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

《措置状況》【教育局】

外国籍児童・生徒の支援にかかる人的支援については、標準法に基づき、日本語指導のための国際教室担当教員を対象となる学校へ配置しており、担当教員等による連絡協議会を毎年度開催し、学校間での情報交換の場を提供するとともに、効果的な支援についての研修に努めています。通訳をはじめ生活支援などのコーディネーター等専門人材については、県の厳しい財政状況の下では、県独自で配置することは困難です。

また、国際教育にかかる指導・支援の一助になるよう「外国につながりのある児童生徒への指導・支援の手引き」を作成し、県のホームページにも掲載をして、学校がいつでも活用できるようにしています。現在、改定の作業中であり、平成30年度末に発行します。

さらに、国による支援事業として、市町村が実施する外国につながる児童・生徒への支援事業について、平成31年度も継続して実施していきます。

また、外国につながる児童・生徒、保護者に対しては、様々な立場からの支援が必要であるため、県内のNPO団体等の外部団体とも連携を深め、互いに情報提供するなど、学校での支援に生かしていきます。

＜要望事項＞

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

少人数学級については、平成23年度から小学校第1学年を35人以下学級とする教職員定数改善が実施され、平成24年度からは小学校第2学年の35人以下学級について、現に36人以上となっている学級を解消するための国の加配措置により実施されています。

国の少人数学級編制事業の拡大については、基礎定数化のための法改正により、早期に35人以下学級を拡大するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて、毎年、国に要望しています。

また、県教育委員会としては、地方が弾力的に教職員定数を決定できるよう、引き続き国に働きかけていきます。

《要望事項》

(3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけるとともに、国の動向について情報提供すること。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

幼稚園就園奨励費補助事業に係る超過負担の解消については、これまでにも必要に応じて、超過負担を解消するよう総務省を通じて要望してきました。

児童教育無償化が開始する平成31年10月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき、基準財政需要額に算入し実施することとしていますが、県では、市町村の財政負担への配慮を行うよう、平成30年度「子ども・子育て支援新制度の円滑な運用等に向けての提案・要望」により、国に要望しています。

《要望事項》

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、「かながわ教育大綱」で位置づけられている「地域の教育力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考えるため、県のキャリア教育のための研修等は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

《措置状況》【教育局】

県内のキャリア教育推進のため、独立行政法人教職員支援機構主催のキャリア教育指導者養成研修に毎年、県域の小学校、中学校、高等学校の教職員を派遣しています。

また、毎年政令市を含めた4市4教育事務所のキャリア教育担当指導主事によるキャリア教育担当者会議を開催し、各地区での取組や国の動向、今後の課題等について協議しています。

さらに、毎年9月には、キャリア教育研修講座を総合教育センターで県域の指導主事や教員を対象とした研修を行い、キャリア教育についての教科指導力の向上を図っています。

加えて、県内の中学生向けに「わたくしたちの生活と進路」という補助教材を発行し、進路について考える取組を推進しています。

補助制度の確立については、県の厳しい財政状況の下では困難ですが、これまでの取組を引き続き実施するとともに、国の動向や先進的な実践校を広く周知するなど、市町村のキャリア教育の支援ができるよう努めています。

＜要望事項＞

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

「学校施設環境改善交付金」については、国による公立学校施設整備費に係る財源確保がなされ、各設置者の施設整備計画に対し、すべての事業が当初予算にて採択されること及び交付条件の緩和がされるよう、県として国に個別に要望するとともに、全国公立学校施設整備期成会や全国施設主管課長協議会などを通じて要望を行っています。

今後も、設置者の計画するすべての計画の年度当初での採択や、交付条件の緩和等について国へ積極的に働きかけていきます。

また、各市町村が独自に配置している「支援教育補助員」等の配置は、障がいのある児童・生徒の学びの充実に向けて重要であると認識していますが、平成19年度から地方財政措置されている中で、県によるさらなる財政支援は困難であることから、現在の国「特別支援教育支援員」を含めた制度の拡充について、国への働きかけを引き続き検討していきます。

＜要望事項＞

(6) 学校教育の振興

新学習指導要領の実施に伴い、道徳の教科化をはじめ小学校ではプログラミング教育や外国語教育といった更なる対応が求められていることをふまえ、教員定数及び加配定数配置の充実、外国語指導助手（ALT）の配置や指導環境の構築、指導教材の充実のための経費に係る財政的措置を講ずるよう、国に働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許を取得させる取り組みについて推進を図ること。

《措置状況》【教育局】

新学習指導要領の円滑な実施に向けて、小学校専科指導・中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員の充実、小学校における外国語指導助手の雇用への財政支援の充実等が図られるよう、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて国に要望しており、引き続き働きかけていきます。

また、平成31年度は、小学校に専科教員を配置することとしました。

県教育委員会と神奈川大学との連携による、小学校教員が中学校英語教員免許状を取得するための免許法認定講習については、今後も取組を継続し、支援体制の構築を図れるよう検討していきます。

＜要望事項＞

(7) ICT・プログラミング教育の推進

2020年に実施されるプログラミング教育を実施するために、国ではICT環境整備にかかる費用を地方交付税措置により対応することになっているが、地方交付税措置では小さな自治体の財政は圧迫されICT環境整備の妨げになっている。

また、ICT機器を活用した授業等を行っていくうえで、ICT支援員の役割は重要であり、学校からの要望も常に大きなものとなっている。

以上のことから、ICT支援員雇用など、ICT環境整備にかかる費用の財政措置を要望

する。

《措置状況》【教育局】

国においては、「教育のＩＣＴ化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定し、経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

県の厳しい財政状況の下では、県単独予算として、ＩＣＴ支援員などの配置は困難です。県教育委員会としては、ＩＣＴを活用した学習指導等の充実に向けて全県指導主事会議等での情報提供等に努めています。

〈要望事項〉

(8) 学校行事に伴う看護師等の配置

修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事へ養護教諭が参加することにより、自校の保健活動が手薄となるため、養護教諭の働き方改革と合わせて、養護教諭が不在の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築をするとともに、国にも働きかけをすること。

《措置状況》【教育局】

看護師等の配置については、県単独の事業となるため、現在の厳しい財政状況の下では困難です。

なお、養護教諭の定数改善については、全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会を通じて、毎年、国に働きかけています。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

〈要望事項〉

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

《措置状況》【政策局・スポーツ局】

インフラ等の社会基盤整備のうち、観光関連施設の整備については、市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象（補助率3分の1から2分の1）としています。

〈要望事項〉

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」と「安心感」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線ＬＡＮの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

《措置状況》【国際文化観光局】

ハード面の支援として、外国人観光客の受入環境の整備を促進するため、県内の観光資源周

遊につながる民間施設の案内板等の多言語表記及び無料公衆無線LAN整備に要する経費の2分の1を支援する補助制度を設けるとともに、県有施設について、同様の整備を行っています。

ソフト面の支援として、通訳ガイドの確保や育成を図るため、旅行会社など通訳ガイドを必要としている観光関連事業者と県内登録の通訳案内士とのマッチングの機会を提供するほか、ガイド志望者に対する研修を行っています。

さらに、外国人観光客とのコミュニケーションを円滑に進めるため、県内の事業者向けに多言語コールセンターを開設し、外国人観光客の応対時に利用できる電話通訳サービスを提供しています。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取組に対する支援として、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」に、外国人のニーズが高い、交通アクセスや周遊バス等の情報、交通事業者が作成したモデルルート等を掲載しています。

＜要望事項＞

- イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとすること。

《措置状況》【国際文化観光局】

県では、外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip -Kanagawa Travel Info-」や、SNS（Facebook、Weibo、Twitter、Instagram）、多言語パンフレットなど様々な媒体を通じて、県内の観光情報の発信強化に取り組んでいます。

オリンピック・パラリンピック等の開催後も、引き続き外国人観光客にとって有用な観光情報の発信を行っていきます。

＜要望事項＞

(3) テロ・感染症対策の強化

- ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守れるよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

《措置状況》【警察本部】

県警察では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を見据えた、国際テロに関する幅広い情報の収集・分析を行っています。

また、本県には、横浜、川崎、横須賀の各国際港が所在していることから、海上保安庁、入国管理局、税関等の関係機関と連携した水際対策を推進するとともに、爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者等に対し、不審購入者等に関する情報提供を依頼しています。

さらに、テロ・災害対策神奈川協力会や各警察署における同様の枠組み、各種会議、イベント等、あらゆる機会を通じて、最新のテロ情勢に関する情報を発信しています。

なお、県警察にあっては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う警察措置の万全を期すため、平成30年4月1日、「神奈川県警察オリンピック・パラリンピック対策課」を設置し、体制の強化を図っています。

今後とも、関係機関・団体、企業、地域住民等と緊密に連携し、官民一体となったテロ対策を推進していきます。

＜要望事項＞

- イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図るとともに、町村に対して正確で迅速な情報提供を行うこと。

《措置状況》【健康医療局】

県では、感染症対策として平時から感染症の発生動向調査の実施やホームページ等で予防対策などを周知するとともに、感染症が発生した場合にも迅速な対応が行えるよう体制を整え、まん延防止に向けた対策を図っています。また、定期的に実動訓練を行うなど非常時の対応にも備えています。併せて、感染症の発生の予防及びまん延の防止等について、総合的かつ計画的に感染症対策を推進できるよう、平成29年3月に「県感染症予防計画」を改定しました。

なお、検疫等の水際対策の強化を図ることについては、平成30年6月、国に水際対策等感染症対策の強化について要望を行っています。

II 地域要望

1 三浦半島地域要望

<要望事項>

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考え方を示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわグランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

三浦半島国営公園については、三浦半島の水と緑のネットワークの中核となる国営公園の早期設置を目指し、県、地元市町、経済団体等で構成する三浦半島国営公園設置促進期成同盟会を軸とした誘致活動を進めているところです。今後とも、三浦半島国営公園の誘致活動等を通じ、これらの貴重なまとまりのあるみどりを保全・活用するための取組に努めていきます。

また、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定については、地権者の意向も踏まえながら、地元市町からの具体的な提案に応じて、必要な調整と支援を行っていきます。

<要望事項>

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人が訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取り組みが展開されている。

こうした取り組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

三浦半島中央道路の北側区間約1kmについて、同計画に「整備推進箇所」として位置付けており、以前は、地元の強い反対がありました。しかし、平成26年度以降、交通量調査などの調査の実施については、地元自治会の概ねの理解を得られ、これまで、交通量調査や地質調査などを行ってきました。

本線北側で県道24号（横須賀逗子）に接続する逗子警察署入口交差点については、今後も、引き続き、逗子市の御協力をいただきながら、課題の整理や改良を実施した場合の影響範囲など、基礎的な検討を進めています。

なお、自転車利用のための道幅の確保については、良好な道路の維持管理に努めるとともに、葉山町と調整を図りながら、引き続き、側溝の床版化やグレーチング蓋の交換など、自転車走行環境の工夫改善に取り組んでいきます。

《要望事項》

(3) 海岸保全施設整備の推進について

葉山海岸（一色下山地区）の内、特に芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する被害が多発している。特に平成21年10月の台風18号は、背後の住宅地に大きな被害をもたらした。

これらの状況を踏まえ、神奈川県においては、平成22年度から平成24年度にかけて施設計画検討を実施し、越波対策の必要性が確認されたため、この地区を海岸保全区域に指定した。現在、既設護岸の補強及び消波ブロックの設置工事に着手している。

今後も住宅地の越波被害対策のため、引き続き、海岸保全施設整備にあたり、葉山町と連携を図りつつ推進するよう要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

葉山海岸（一色下山口地区）芝崎地区では、荒天時に護岸を越波する状況が頻発していることから背後地等を防護する海岸保全対策が必要となつたため、平成24年2月に「葉山海岸（一色地区）海岸保全施設計画検討会」を設置し、3回の検討会を開催し、平成25年2月に海岸保全対策計画を取りまとめました。その後、平成25年9月に海岸保全区域の指定告示を行い、平成25年度から、国の交付金を活用し、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事に着手しています。

また、平成29年2月に、隣接する真名瀬漁港区域の縮小に伴い、海岸保全区域を町管理から県管理に移管し、平成29年度から、事業区間を延伸して、既設護岸の補強工事及び消波ブロックの設置工事を継続して実施しているところです。

今後も引き続き、葉山町と連携を図りながら、整備を進めています。

また、漁港管理者である葉山町が、漁港区域内で海岸保全施設を整備する際には、技術的支援を行うとともに、国の助成制度の活用について助言していきます。

2 湘南地域要望

《要望事項》

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、期成同盟会の目標に掲げている「リニア中央新幹線の品川～名古屋間開業を見据えた新駅実現」は困難な見通しであり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず、県央湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場から、さらなる財政的支援や事業の組み立て方など現実的な事業スキームにおいて、引き続きご尽力、ご指導いただくとともに、新駅を要望する地元自治体であるものの同盟会の中では極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

《措置状況》【国土整備局】

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかりと取り組むことが必要と考えており、平塚市大神地区では、現在、土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について、地元の関係者と調整を進めながら、事業計画の具体化を図っていくことが必要です。

この事業計画の検討を深めていく中で、地元の寒川町と、広域的な行政を担う県との役割分担について、あるいは、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、財政的な負担等についても整理していく形になると考えています。

県としては、寒川町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等にしっかりと取り組んでいきます。

なお、ツインシティへの交通アクセスの骨格道路となる都市計画道路倉見大神線や（仮称）湘南台寒川線等の整備については、引き続き、しっかりと取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(2) 神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所の福祉事務所機能について

神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所については、平成29年4月に茅ヶ崎市が保健所政令市へ移行したことにより、本町に係る業務は同所内に平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所として所管部署が設定された。

生活保護の相談や申請等で町民が福祉事務所を訪れる件数は年間約1,000件で、その大半が自転車での来所である。

今後の事務所移転等の方向性によっては、町民の利便性に多大な影響を及ぼすことが想定されるため、県が協議を行う場合に、当町の住民の利便性の低下を招くものにならないよう、引き続き強く要望する。

《措置状況》【福祉子どもみらい局】

寒川町域に係る福祉事務所業務は、茅ヶ崎市保健所と同じ建物内に設置した平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所で県が実施しています。当面の間は、現在の場所で福祉事務所業務を継続する予定ですが、福祉事務所サービスがどのように町民に提供されることが望ましいのか、また、町民の利便性の低下を招くものにならないよう関係市町の御意見を伺いながら、茅ヶ崎市への委託も含めて慎重に検討していきます。

＜要望事項＞

(3) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

ア　掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。

イ　毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。

ウ　毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任において確立すること。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ提案しています。

また、旧日本軍の危険物発見に伴い発生した損害に対する補償や旧日本軍の危険物による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度の確立についても国へ要望しているところです。

＜要望事項＞

(4) 県立公園施設整備と来園者への利便性向上について

県立城山公園旧吉田茂邸地区の旧吉田茂邸は、平成29年4月の開館から1年間で来館者数が10万人を突破し、当初の見込みを大幅に上回る賑わいを見せている。この賑わいを定着させるため、リピーターの獲得につながるよう、旧吉田茂邸のみならず、公園全体の利便性向上や機能拡充に向けた取組みを、継続的に進めていく必要がある。

公園内の飲食に関して、旧三井別邸地区には抹茶などを提供する「城山庵」がある一方、旧吉田邸地区では飲料の自動販売機が設置されている管理休憩棟がありそれ以外は飲食が禁止である。旧吉田茂邸の来館者からは、自動販売機ではなく、臨場感溢れる空間の中、落ち着いた雰囲気で、飲食などをしながら休憩できる施設を求める声が寄せられている。

旧吉田茂邸の館内には飲食を提供できる施設や、機能を新たに備えるスペースなどもないため、旧吉田茂邸地区の公園内に飲食の販売や提供を行う施設、または機能などの設置を要望する。

また、併せて、旧吉田茂邸に隣接する焼失を免れた貴重な財産となる「サンルーム」については、現状、焼失当時の状況のままとなっている。外観保存等を行うとともに、内部はできる限り当時の様子を再現し、本来のサンルームの姿で来園者の目を楽しませるものとなるよう、整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、旧吉田茂邸の再建に当たり、学識経験者や町と構成する「旧吉田茂邸再建検討委員会」を設置し、旧吉田茂邸の庭園、建物の整備及び管理運営について検討してきました。

この中で、旧吉田茂邸地区は、吉田茂の生活空間や、戦後政治史の舞台となった景観の再現を重視し、当時、設置されていなかった施設は、極力、設置しないこととしています。

そのため、飲食を提供する施設の設置は、基本的に困難な状況ですが、大磯町からの要望を踏まえ、県と町により勉強会を設置し、設置の可能性について検討しているところです。

また、「サンルーム」については、委員会で検討した結果、焼失を免れた施設として現状保存し、外観をご覧いただくことを基本としていますが、サンルーム内部も含め、当時の風情の再現に努めていきたいと考えており、どのような工夫ができるか、県と町の勉強会のなかで、検討していきます。

＜要望事項＞

(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橋インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

つきましては、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパス二宮インターチェンジの下り線ランプの設置などについては、御要望の趣旨を国等に伝えていきます。

高速道路の料金については、国において、維持管理・更新に係る負担のあり方や利用者重視の料金体系の推進について検討が行われていることから、国の動向を注視していきます。

＜要望事項＞

(6) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時においては護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

つきましては、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、防潮堤の役割を西湘バイパス擁壁が代替えしていることから、海岸管理者である神奈川県が設置する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

西湘バイパスの擁壁は、道路管理者が管理する施設であり、防潮扉の設置については、地下道の管理者である二宮町と道路管理者が協議の上、設置するものと考えており、県としては、技術的な助言や国への働きかけなど、町を支援していきます。

なお、国直轄事業における西湘海岸の保全対策については、平成26年度から海底地形の測量調査や施設の設計を行い、平成29年度から施設整備に向けた工事用道路に着手しました。

今後、国が、施設の規模や配置など直轄事業の計画内容を具体化し、実施していく際には、県としても、国と共同で設置した懇談会の開催を通じて、地元の意見を伺いながら国との調整を行っていきます。

＜要望事項＞

(7) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

つきましては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水を防ぐため、河口部の流路確保のための護岸や導流堤などの対策を講じること。

また、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ魚道の設置や遊歩道、自転車道の整備をすることを要望する。

〔措置状況〕【県土整備局】

葛川の河口閉塞については、出水がない状態で波浪が続くと閉塞するため、監視カメラにより状況を把握し、堆積が見られる場合には、掘削工事を実施しています。

河口部の流路確保のためのハード整備については、導流堤などの構造物を設置する方法もありますが、現在、測量などの調査を実施しており、引き続き、河口部の土砂堆積や砂浜の状況に関するデータを蓄積し、まずは、どのような対策が可能か検討していきます。

また、葛川については、県の「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、下流側から順次整備を進め、平成23年度に川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。

未整備箇所については、現在、策定手続きを進めている河川整備計画に基づき、早期に整備ができるよう努めています。

落差工や堰等により落差が生じる箇所への魚道の設置や、川沿いに遊歩道等の親水施設を設けるなどの具体的な計画については、今後、町の意向も伺いながら、どのような箇所に整備ができるか調整していきます。

なお、河川管理者は、自転車の通行を目的とした管理用通路の整備は行っていませんが、町が河川管理用通路を占用してサイクリング道路を整備することを希望する場合は、河川法に基づく許可が必要となりますので、御相談ください。

〔要望事項〕

(8) 大磯港の再整備について

大磯港の再整備については、町が実施する「賑わい交流施設」の整備に合わせ、港湾管理事務所への防災機能の付加、情報提供機能の充実やトイレの増設及びバリアフリー対策の改修、大磯港駐車場周辺のバリアフリー化及び臨港道路からの津波避難経路の整備について、引き続き、町と協働して取組みを行うよう要望する。

また「大磯港活性化整備計画」に基づく、ビジターバースの整備に当たっては、漁業協同組合や骨材事業者等関係団体と協議のうえ、着実な進捗を要望する。

併せて、大磯港駐車場のトイレについては、給排水の漏水があるため、修繕及び便器の洋式化を含めた大規模改修を要望する。

〔措置状況〕【県土整備局】

大磯港では、町が実施する「賑わい交流施設」の整備に合わせ、港湾管理事務所において、「みなとオアシス」の登録の要件となる展示・交流スペースを設置するとともに、多機能トイレへの改修、エントランスのバリアフリー化などの設計を進めています。

さらに、港湾管理事務所に防災機能の一部を担わせることや津波避難経路の整備などについては、町が平成29年2月に策定した「大磯港みなとオアシス（賑わい交流施設）基本構想」を踏まえて、県として必要な対応を行っていきます。

また、「大磯港活性化整備計画」については、整備計画に位置付けられた内容の実現に向けて、骨材置き場からの飛砂による周辺への影響を軽減するため、飛砂防止フェンスの整備を行い、平成30年9月に完成したところであり、引き続き、ビジターバースの整備に向けて、現在、大磯港を利用している漁業協同組合や骨材事業者等関係団体と協議しながら、設計を進めているところです。

なお、大磯港臨港道路附属駐車場のトイレの大規模改修については、今後、町による「みなとオアシス」に向けた取組を踏まえて、必要に応じて検討していきます。

〔要望事項〕

(9) 神奈川県県営団地再生計画の推進について

県においては、神奈川県県営団地再生計画を平成27年3月に策定し、県営住宅の再生に向けて取り組みをはじめたところであるが、百合が丘地域では住民が主体的なまちづくりを進めていることから、同地区が実施する地域活性に資する事業にともに取り組んでいただくとともに、老朽化が著しく、高齢化率も高い県営二宮団地の再整備について町及び神奈川県住宅供給公社の計画に遅れることなく、早期に実現することを要望する。

なお、県営二宮団地の再整備が早期に実現できない場合には、下水道未接続の町民に対して町が強く接続勧奨をしていることから、県においても下水道法及び町条例に基づき速やかに接続すること。

《措置状況》【県土整備局】

県営住宅の建替えは、「神奈川県県営住宅ストック総合活用計画」に基づいて実施してきました。その中で12団地を建替団地に選定し、二宮団地もそのひとつとして位置付けていましたが、未着手となっています。

現在、この計画について見直しを行っており、平成30年度末に新たな計画を策定する予定です。

今回の見直しでは、二宮団地を含めた5つの未着手団地については、老朽化が著しく、募集も停止しており、建替えを最優先で進めるため、10年間の計画期間のうち、前半5年間で工事着手する団地として検討しています。

未着手団地のスケジュールについては、計画策定後、平成31年度から早急に、具体的な建替え計画を作成します。

その後、住民説明や地元市町との開発協議などを経て、5年以内に工事着手できるよう、取り組んでいきます。

《要望事項》

(10) 適正な墓地行政の推進について

社会情勢に即した墓地行政を推進するにあたり、県域の需要状況および需要予測の把握が不可欠であることから、県が主体となった実態調査と需要予測調査を実施し、公表すること。

また、二宮町は権限移譲を受ける予定だが、権限移譲を受けるにあたって、現況と整合のとれた墓地管理台帳等の整備を早急に行うこと。

《措置状況》【健康医療局】

墓地の申請については、申請者が地域の墓地の需給状況等について調査を行った上で申請し、自治体はその許可に当たり、地域の実情やその墓地の個々の状況に応じて、需給状況等を含めて総合的な判断を行うこととしています。このため、県が主体となった実態調査等の実施は、現時点では考えていません。

墓地台帳等については、今後も墓地所有者等に適正な指導を行い、現況と整合性のとれた墓地台帳等の整備に努めています。

なお、墓地等の権限移譲に当たっては、円滑に権限移譲が行えるよう丁寧な引継ぎを行うとともに、移譲後も引き続き支援を行っていきます。

《要望事項》

(11) 砂防指定地の保全について

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の護岸等の破損が顕著な箇所が生じている。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設を早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

打越川の未整備区間である若宮橋から上流域は、事業の優先度が低く、早期の整備は困難です。

県では、若宮橋から上流区間については、溪岸侵食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講じるなどの維持管理を実施しています。

今後も、適正な維持管理を行っていきますが、著しく溪岸侵食が進行する等の兆候があれば、

水路管理者である町の御協力をいただきながら、必要な対応を検討していきます。

3 足柄上地域要望

＜要望事項＞

(1) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域の整備促進について

東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺地域は、第7回線引き見直しにおいて一般保留区域に位置付けられ、隣接するインターチェンジを活用した町の新たな産業拠点として早期実現を図るため、現況測量や地権者との合意形成に鋭意取り組んでいる。

平成28年3月に「かながわのみちづくり計画」が改定され、「将来に向けて検討が必要な道路」としてインターチェンジ周辺地域を通過する道路が位置付けられました。本道路は、新たな産業拠点の整備と連携を図ることで雇用の創出や新しい人の流れをつくり、誰もが安心して暮らすことができる魅力あるまちづくりに大きく影響を及ぼすものである。

県から道路整備に向けて、課題整理など計画の熟度を高めていくよう指導を受けていますが、本町では広域的な道路整備の経験が少なく調整に難航しています。

つきましては、計画の熟度を高めるための手法や具体的な検討方法などをご指導いただき、道路整備に向けた支援と協力を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

御要望のルートは、秦野中井インターチェンジ周辺のまちづくりや、農地計画との連携など、様々な課題があることから、引き続き地元の中井町と平塚市で、課題の整理など計画の熟度を高めていただく中で、具体的な相談があれば、県としても地元市町に協力していきます。

＜要望事項＞

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は、県央・県西地域における広域幹線道路ネットワークを担う重要な社会資本となるものであり、沿道周辺地域の環境改善及び経済活動に大きな効果をもたらすことから、厚木秦野道路（国道246号バイパス）の計画区間すべてを早期に事業化し、整備促進が図られるよう国等の関係機関へ働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

厚木秦野道路の未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところです。また、県では、これまで厚木秦野道路にアクセスする道路の整備や、工事に伴う埋蔵文化財調査などの関係者調整を行ってきています。

更なる事業促進を図るために、沿線自治体と連携して様々な手法を検討し、国等へ提案していく必要があると考えていることから、引き続き積極的に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋（酒匂川2号橋）」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られたところである。

また併せて、平成26年度に、県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の測量調査、予備設計が実施され、平成27年度から詳細設計が実施されるとともにJR御殿場線との交差部についての構造や施工方法について検討が行われ、さらに平成29年度には、当該区間

において県が都市計画法に基づく事業認可を取得するなど整備に向けての取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、県道711号から国道255号までの区間について、早期建設を要望する。

〔措置状況〕【国土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線の県道711号(小田原松田)から国道255号までの区間については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けています。

この区間では、JR御殿場線と交差することや、その隣接区域で、土地区画整理事業が進められていることから、大井町や、鉄道事業者などと調整しながら、道路計画を取りまとめ、平成30年3月に、事業期間を10年とする国の事業認可を取得しました。

今後は、土地所有者の御協力をいただきながら、用地を取得していくとともに、鉄道との立体交差工事が円滑に実施できるよう、鉄道事業者と具体的な施工方法等について、協議を進めています。

〔要望事項〕

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいますが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく、大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査段階であるが、町では地元住民の協力を取り付けており、交通安全の観点から、拡幅改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結(平成14年度)を行いましたが、現状の林道は、狭隘(最小幅員3.6m)且つ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線であります。

したがって、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、昨年度より関係機関のご尽力を賜り、覚書の見直しに関する協議を重ねさせていただいている。

については、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう危険箇所の整備を要望するとともに、覚書の締結後、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

〔措置状況〕【環境農政局・国土整備局】

県道710号（神縄神山）の拡幅要望について、県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

当該区間について、現時点では事業化の可能性が低く、抜本的な拡幅改良整備を進めるることは困難です。

また、土佐原林道の危険箇所の整備については、覚書締結後、林道で対応可能な範囲で順次整備を行う計画としており、現在、覚書の締結に向けて松田町と調整しています。また、測量・登記事務や管理替えの進め方についても、町と協議・調整しながら進めているところですので、引き続き、速やかな移管に向けて、町との調整等を進めていきます。

測量・登記事務については、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

＜要望事項＞

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) ヤマビル被害対策事業費補助金は、同一実施地域での補助事業が3年を限度としているが、観光・農業の活性化及び安全性の確保を継続するため、補助期限撤廃及び補助金を増額すること。

(イ) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、各市町村等の被害や対策の状況等の情報共有を行えるようにすること。

(ウ) 駆除したヤマビルの肥料化等の活用法の研究を推進・支援すること。

《措置状況》【環境農政局】

(ア) ヤマビル被害対策事業費補助金については、地域での自主的かつ継続的な取組を促進するため、同一地域での補助事業は3年を限度としていますので、補助対象期限を撤廃することは考えていません。なお、同補助金については、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

(イ) 各市町村等の被害や対策の状況等の情報共有については、地域の実情に応じた対策を行っていく上で必要な分布状況の把握を、市町村の協力を得ながら行い、これらヤマビル対策に資する情報を共有していきます。

(ウ) ヤマビルの肥料化等の活用法の研究については、県として、推進することは考えていません。

なお、被害対策を財政的に支援するためのヤマビル被害対策事業費補助金については、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

＜要望事項＞

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、国の地方創生推進交付金を活用するなど、新たな施策を展開し、町獵友会を中心とした駆除対策を推進しています。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遞減に向け、以下の事項を要望します。

(ア) 管理捕獲目標数の着実な達成

(イ) 市町村事業推進交付金の所要額確保及び全額補助化

(ウ) 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」の設置促進及び普及啓発もしくは、狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助金の創設。

《措置状況》【環境農政局】

(ア) ヤマビルを媒介するシカの管理捕獲については、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」に基づき、市町村との連携のもと、目標達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

(イ) 市町村事業推進交付金については、市町村が実施する広域獣害防護柵開口部の侵入防止

機能や管理捕獲の強化等の鳥獣被害対策事業を促進するため、引き続き所要額の確保に努めていきます。

(ウ) 狩猟資格免許不要で自己所有地内に使用可能な「捕獲用囲いわな」については、市町村事業推進交付金の補助対象となっています。

狩猟資格免許取得のための受験手数料等への補助については、農業協同組合が実施する狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しています。

＜要望事項＞

(6) 県西地域活性化方策について

日本創成会議が発表した2040年までに消滅の可能性がある都市として、当町も位置付けられ、町ではより一層の定住化促進策等を推進している。

一方、県では県西地域活性化プロジェクトを立ち上げ、「未病を改善する」をテーマに、本地域の魅力を県内外に発信する取り組みに尽力しており、昨年度は地方創生推進交付金を活用しての県西地域活性化プロジェクトを実施しています。更なる地域活性化のため、以下の事項を継続して要望する。

ア 定住化促進施策について

(ア) 県内人口減少地域の町が実施する定住促進策に対する一括交付金制度等を創設すること。

(イ) 県勢の持続的な発展のため、県西地域活性化プロジェクトとして、県西地域の定住人口の増加施策を実施していただいているが、それを全県単位での人口の自然増加を誘発する施策(子育て環境の充実)の推進に努めること。

(ウ) 県内の商工業の発展のため、県西地域に企業誘致を実施し、県西地域内での雇用の創出を行うことにより定住化の促進や県西地域の税収増、人口流出を防ぐように努めること。

《措置状況》【政策局・福祉子どもみらい局・産業労働局】

(ア) 人口減少地域の定住化促進策については、厳しい財政状況の下にあっては、一括交付金制度を創設するという御要望に沿うことは出来ませんが、市町村が地方創生関係交付金を活用できるよう、県としても積極的に情報収集や情報提供していきます。

また、今後県では、「都心に近く訪れやすい」という本県の強みを生かし、まずは関係人口を集めるとする視点で市町村と連携して事業を展開し、最終的に移住・定住につなげていきます。

なお、各市町村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく定住促進策については、「市町村自治基盤強化総合補助金」の「地方創生推進事業」の対象となる場合があります。

(イ) 子育て環境の充実について、保育所や放課後児童クラブの整備及び子育て支援事業に取り組む市町村に対し助成し、子育てしやすい環境づくりを促進しています。

また、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成のために、地域の企業等の参加のもと、子育て家庭に対する各種割引等のサービスを提供する「かながわ子育て応援パスポート」事業や子育てにやさしい事業者を認定する「かながわ子育て応援団」事業を推進しています。

(ウ) 企業誘致については、県では「セレクト神奈川100」により積極的に取り組んでいるところです。

企業誘致施策「セレクト神奈川100」は、平成30年度末で事業期間を終了することとしていましたが、当面の措置として現行制度を1年間延長しましたので、今後も市町と連携して企業誘致に取り組んでいきます。

また、県西地域において「未病」を改善し、住む人や訪れる人の健康長寿を実現するとともに、「未病を改善する」地域の魅力をつなげて産業力を高める「県西地域活性化プロジェクト」を推進しています。

本プロジェクトに係る様々な取組を通じて、県西地域を「未病の戦略的エリア」としてアピールすることで、交流人口、ひいては定住人口の増加を図っていきます。

<要望事項>

イ 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

現在、国では住民税に年額千円を上乗せして、森林環境税（国税）を創設する方針であり、これを受け、昨年、県知事は、森林環境税の創設に関し、県の水源環境保全税について、「継続」を表明しているが、該当市町村にとって、当税は水源環境保全・再生の取り組みに係る貴重な原資であることから、第3期（平成29～平成33年度）以降も含め、引き続き現行制度を堅持すること。

《措置状況》【環境農政局】

県では、平成19年度以降20年間の水源環境保全・再生の基本的な考え方や施策の方向性、将来像を「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめ、現在は、この大綱に基づき「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の取組を進めているところです。

第3期以降については、施策の点検・評価の役割を担っている県民会議をはじめ、市町村、県議会及び県民の皆様の御意見を伺いながら、検討していきます。

<要望事項>

ウ 小田急新松田駅周辺地域の整備計画策定等に係る支援について

本町の中央に位置するJR御殿場線新松田駅と通勤通学者を中心に1日平均約2万5千人の乗客が乗降する小田急線新松田駅は、県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県の“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所です。

両駅周辺地域の現況は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題です。

特に、新松田駅北口周辺は「町の表玄関」として、両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシー車両のほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者から多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられています。

松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業といった北口周辺の整備は、町にとっても永年の課題であり、平成23年度からスタートした第5次総合計画の重点施策として「新松田駅北口周辺整備の検討」を掲げ、25年度より周辺調査を実施しています。また、平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、「駅前広場や新松田駅北口だけではなく、新松田駅南口も含めた一体的な地域の拠点として位置付けた駅周辺地域のまちづくり及び交通安全対策」を協議しており、新松田駅の整備に関する会議などに、県西総合センター・土木事務所、松田警察署といった県の方々のご出席いただき、町と県が一体となって事業を進めているところです。

しかしながら、財政力に乏しい町予算（平成30年度一般会計49.9億円、特別会計を含めても約83.4億円）の中で、地方創生の補助金を活用し、駅周辺地域の活性化を実施していますが、町単独では、これ以上の新松田駅周辺地域の駅前広場（ハード）整備は実現困難な状況です。

については、県西地域の活性化に向け、当該地域の交通の結節点であると同時に“北の玄関口”でもある「小田急線新松田駅」について、現在、県において整備を進めている県道711号改良事業と併せて「新松田駅北口・南口駅前広場整備を含めた駅周辺地域の整備」における多様な支援と同時に駅周辺整備に合わせた県道711号線御殿場線アンダーパークの改良事業を要望いたします。

《措置状況》【県土整備局】

新松田駅周辺の駅前広場整備や周辺地域のまちづくりについては、関係者が連携して基本構想等を作成することを目的とした「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」が設置されており、この協議会に地元住民や交通事業者と共に県政総合センターや土木事務所も参加し、計画立案に向けたお手伝いをしています。検討に当たっては、「社会資本整備総合交付金」の活用などについても、必要な支援を行っていきます。

また、県道711号(小田原松田)の歩道整備事業については、松田町の協力を得ながら進めしており、円滑な車両の通行や、歩行者の安全確保に効果を發揮しているところです。現在実施している電線地中化に併せた、本格的な歩道整備についても、早期の完了を目指し、引き続き工事を推進していきます。

なお、JR御殿場線アンダ一部の改良事業については、現在、事業計画はないものの、松田町からの要望もあり、事業の優先度、緊急度、新松田駅周辺地域のまちづくりの動向などを勘案しながら、必要な検討を進めています。

《要望事項》

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化について

県立足柄上病院は、足柄上地域における中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

県内でも高齢化の先行する足柄上地域において、複数疾患を抱える高齢者の医療ニーズや介護保険事業における足柄上地区在宅医療・会議連携支援センターが同病院内に設置されたことに伴う関係機関との医療介護連携の推進、災害時の対応などを考えると、総合診療科を持つ同病院が果たすべき役割はますます大きくなっていくものと考える。

また、足柄上地域は、分娩可能な医療機関や入院病床を有する小児科の医療機関が非常に少ない地域であることから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるために、地域における中核的な総合医療機関における周産期医療体制及び小児医療体制の充実が不可欠であると考える。

しかしながら、県では平成27年度以降、同病院に対する運営費負担金を大幅に削減しており、今後の安定的な運営が憂慮される状況である。

そこで、今後とも県立足柄上病院が地域住民の医療ニーズに対応して、質の高い医療サービスを安定的、継続的に提供することができるよう、県としても医療体制の充実強化を早急に図られるよう要望する。

《措置状況》【健康医療局】

県立足柄上病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に指示する中期目標の中に、県西医療圏の中核的な総合病院として救急医療、産科医療及び地域包括ケアシステムに対応した医療の提供や、災害に備えた体制の充実強化に努めることを盛り込んでいます。

これを踏まえ、県立足柄上病院では、複数の疾患に対する包括的な診断・治療や、生活機能障害に対するケアなどの高齢者総合医療に取り組むほか、救急医療や分娩対応などの地域に必要な医療を提供しています。

一方、産科、小児科については、平成30年度に小児科の常勤医師1名を採用したものの、医師などの医療人材の拡充は難しく、県立足柄上病院も県西地域の基幹病院である小田原市立病院等と連携して対応を行っており、こうした努力を引き続き行うよう県立病院機構に伝えています。地域医療構想でも、足柄上地域を含む県西地域は、医療資源の効率的な運用と連携が課題となっており、県立足柄上病院の医療体制については、地域全体の中で考えていくことが重要です。

県立足柄上病院の医療機能については、平成29年度、地域の自治体や医療関係者の皆様と共に勉強会を開催し、課題の整理や情報共有を行ったところですが、この結果も踏まえ、引き続き、県西地域における地域医療構想調整にかかる議論や検討状況などを参考とするなど、今後も地域の皆様の御意見をいただきながら、県立足柄上病院の医療体制について検討していきます。

.....

<要望事項>

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実

河川法の一部改正に伴い、平成29年3月31日に公表された「想定しうる最大規模の降雨」を対象にした洪水浸水想定区域図を踏まえ、洪水対策の根幹をなす護岸工事等の河川改修を適切に実施すること。また、新大口橋上流に関しても、護岸工事を早期に実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

酒匂川については、「かながわの川づくり計画」に基づき、河口から新大口橋までの延長約15kmの区間において、100年に一度の降雨に対応できるよう堤防の整備を進めており、最上流部の新大口橋付近を除き、概ね整備が完了しています。

引き続き、残る新大口橋付近の約210mの区間について、平成32年度の完成を目指し、整備を進めています。

また、現在、酒匂川水系河川整備計画について、策定に向けて作業を行っているところであり、新大口橋上流に関しては、計画の策定後、この計画に基づき河川整備を実施していきます。

.....

<要望事項>

(9) 道路法による道路以外の橋梁に係る維持・管理費の支援について

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

しかし、この跨道橋は認定外道路のため、インフラ老朽化対策を基幹産業としている防災・安全交付金の対象外となっている。

については、高速道路や県道を跨ぐ橋梁（認定外道路）の老朽化対策が交付金の対象となるよう財政支援の充実を国へ働きかけるよう要望するとともに、県独自の財政支援を創生するよう要望する。

《措置状況》【県土整備局】

老朽化対策の実施においては、まずは、健全度を把握する点検を実施することが重要です。

国では、橋りょうの老朽化対策にかかる市町村への支援の充実を図ってきたところで、こうした中、点検に際しては、神奈川県道路メンテナンス会議で、道路法によらない認定外道路の橋りょうも含め、点検を一括して発注し、コスト縮減を図る制度を創設していますので、御活用ください。

なお、県の財政支援については、厳しい財政状況により現状では困難です。

.....

<要望事項>

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

そうした中で、松田町及び山北町において工事を進めるうえで必要な許認可手続きにおいて、特段の配慮を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

技術的支援及び河川協議については、引き続き御相談ください。

.....

<要望事項>

(11) 林道秦野峠線について

近年、国内の至る所で地震や噴火、集中豪雨などの大規模災害が発生しており、これま

で以上に地域住民の孤立化対策が重要になると考えている。

林道秦野峠線は松田町寄地区と山北町玄倉地区の奥地に広がる森林の活用と集落を結ぶ林道として位置づけられているが、神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～（平成29年2月）では、災害時の集落の孤立を防ぐため、防災上の林道の役割として緊急避難路や迂回路になる農道・林道の安全確保に努めるとしており、この林道の活用を図ることで、災害の際は両地区における孤立化対策にもつながる。

については、災害時における通行に向けて、具体的な方法について協議の場を設けていただくとともに、林道施設の必要な整備を行うことを要望する。

《措置状況》【環境農政局】

協議の場の設置については、県、松田町及び山北町の三者で具体的な協議の場を設け、調整を進めているところです。

災害時に備えた林道施設の整備については、林道として対応可能な範囲で実施できるよう国に要望するとともに、引き続き必要な予算の確保を国に要望していきます。

＜要望事項＞

(12) 歩行者等の安全確保対策の推進

ア 本町では、交通事故の防止のため、交通安全指導や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施するとともに、道路区画線の補修など、各種交通安全対策を講じている。

一方、町内には摩耗した横断歩道、停止線等の路面標示が数多くあり、それらの維持補修については迅速な対応がなされているとは言えない状況にある。

こうした状況の中、県においても平成28年度、平成29年度の2年間にわたり重点的に摩耗した路面標示等の維持補修を行っていることは承知しているが、今後も、歩行者や車両の通行の安全を確保する観点から、必要な財源を確保し、迅速な維持補修を行うことを要望する。

《措置状況》【警察本部】

県民の皆様の安全・安心を確保するため、横断歩道等道路標示を適切に維持管理する上で必要な予算の確保に努めるとともに、維持管理に必要な手続きの更なる迅速化に取り組んでいきます。

＜要望事項＞

イ 県道720号（怒田開成小田原）と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成駅南側交差点」及び都市計画道路山北開成小田原線と都市計画道路和田河原開成大井線の「開成南小学校西交差点」は、開成南小学校の通学路となっている。

当該交差点は、通勤時間帯には自動車の通行量が多く、右折車両が信号の変わり目に右折するケースが多数発生していることから、児童の通学路での安全と自動車の円滑な通行の確保を図るため、当該交差点への右折信号機の設置を要望する。

《措置状況》【警察本部】

右折信号機については右折需要が多く青信号でさばくことができない場合等に設置を検討しています。御要望の交差点については今後、右折需要が高まる場合に設置を検討していきます。

＜要望事項＞

(13) 小田急開成駅前への交番設置について

開成町では、小田急開成駅が立地する南部地域を新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

この結果、開成駅周辺地域の人口増加が進むとともに、開成駅利用者も増加傾向となっ

ており、また、次期ダイヤ改正において開成駅への快速急行・急行の停車が実現することから、地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、早急に開成駅前に交番を設置することを要望する。

《措置状況》【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番の機能を最大限に発揮させるために、スクラップ・アンド・ビルトを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しています。

開成駅前地区は、松田警察署吉田島駐在所が管轄していますが、約2.0kmと近接した県内に同警察署吉田島駐在所、延沢駐在所並びに新松田駅前交番及び小田原警察署柏山駅前交番の2交番、2駐在所があり、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難です。

また、「開成駅前連絡所」に対しては、今後も、交番勤務員やパトカー勤務員が立ち寄りを実施し、警戒を強化するとともに、地域住民の皆様の利便性を向上させるために交番相談員も派遣しています。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討していきます。

＜要望事項＞

(14) 県道720号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの間の歩道整備

県道720号（怒田開成小田原）のうち、南足柄市境からあしがり郷「瀬戸屋敷」通り新延沢交差点までの未整備区間（金井島地域及び延沢地域の2区間）については、歩行者と車両が混在し、また、車道幅員が狭小の箇所や見通しの悪い箇所がある。

町では地元の合意形成に向けた取組みを進めていることから、歩行者や車両の通行に危険な状況を解消するための歩道整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県道720号（怒田開成小田原）の南足柄市境から新延沢交差点までの歩道未着手箇所（2区間）については、県として、事業化に向けた地元調整を行ったものの、地元合意が図られていないことから、事業化を断念した経緯があります。

こうした中、開成町において地元調整に取り組んでいただいたことや、町の意向もあり、平成30年度から金井島地区において測量調査に着手したところです。

今後は、引き続き町の協力を得ながら、金井島地区の歩道整備事業を進めていきます。

4 足柄下地域要望

＜要望事項＞

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について

神奈川県土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000m²以上に引き下げておらず、その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されている。仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、

町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

《措置状況》【政策局】

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けていますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げています。

この条例の趣旨として、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては、1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考え方を尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしていることから、経過措置を条例本則に規定することは考えていません。

なお、経過措置の取扱いについては、当該町と十分調整していきます。

<要望事項>

(2) 国道135号の整備について

国道135号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されている。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っているが、未だ抜本的な解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための抜本的な整備実施を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

真鶴駅前の渋滞対策については、県警察と連携し、真鶴駅前交差点内の路面標示や右折帯の滞留スペースを確保する工事が平成23年4月に、また、路面標示等による視認性の確保対策が平成26年3月に完了し、一定の改善が図られたものと考えています。

また、真鶴駅付近の幅の狭い歩道においては、歩道内の側溝蓋を床版化することにより歩行者通行空間の改善を図っています。

今後、交通の状況を見ながら、さらなる渋滞解消策や一部歩道のない箇所などにおける交通安全対策について、町と連携を図りながら検討していきます。

<要望事項>

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進するとともに、県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要なことでもあるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

《措置状況》【環境農政局】

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）については、県西地域の農業の発展と活性化につながるよう、国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指していきます。

<要望事項>

(4) 生食二枚貝（岩牡蠣）養殖事業への支援について

平成32年度の試験出荷、平成33年度の本格出荷に向けて、県においては可食部検査及び貝毒等のモニタリングを引き続き実施していただくとともに、今後予想される出

荷時期の検査について、安心安全を確保するため、検査費用の補助、検査機関の構築等の支援を要望する。また、併せて岩牡蠣出荷体制整備に係る支援を要望する。

《措置状況》【環境農政局・健康医療局】

真鶴町岩沖における貝毒の原因プランクトンのモニタリングについては、食品の安全性を確保する観点から、引き続き実施していきます。また、岩牡蠣の可食部検査については、原則事業者が自主的に実施することとなっていますので、県が実施することは考えていませんが、検査費用の補助については、県内の先例や他県の動向も踏まえて検討していきます。

なお、岩牡蠣出荷体制整備に係る支援については、平成31年度当初予算において所要額を措置しました。

生食用かきについては、食品衛生法に基づき、成分規格、加工基準等の規格基準が定められています。県といたしましては、規格基準に基づき指導等を行い、生食用かきの安全性確保を図っています。

本事業については、管轄する保健福祉事務所に御相談いただいており、事前に規格基準への適合性を確認するよう助言しているところです。

なお、生食用かきの販売に当たり表示義務がある「採取水域」については、平成30年2月に知事が決定し、消費者庁に報告しました。

今後も、生食用かきの安全性を確保する観点から、引き続き事業者からの相談に対する助言等を適切に行っていきます。

＜要望事項＞

(5) 宮ノ下地区落石防止対策の推進について

宮ノ下地区は早川・蛇骨川と、浅間山との間の急峻な地域に市街地を形成している。このため、山林からの崩落や落石がたびたび発生しているが、近年は、宮ノ下字蛇骨の県有林地内からの落石により、市街地上部に位置する鉄道施設や敷設された温泉管を破損する事故も発生した。

については、地域住民の安全確保や災害の未然防止のため、定期的なパトロールを実施するとともに、落石防護壁の設置等の対策を推進するよう要望する。

《措置状況》【環境農政局】

近年、落石がありました県有林地については、定期的にパトロールを実施し、状況把握に努めています。

落石防護壁の設置等の対策については、パトロール結果や現地の状況を踏まえ必要に応じて対策を行っていきます。

＜要望事項＞

(6) 大涌谷における火山対策について

大涌谷園地は火山活動を感じられるスポットとして、国内外から多くの観光客が来訪しており、休日を中心に駐車場待ちの車で慢性的に渋滞が発生している。今後、大涌谷園地の全面開放により観光客の滞在時間の延伸も見込まれることから、利用者の利便性向上のための駐車台数の確保と、噴火等の非常時における車両での避難をより迅速・安全に行うための車両転回場所の設置や道路拡幅等の整備を要望する。

《措置状況》【くらし安全防災局・環境農政局・県土整備局】

駐車台数の確保については、当該駐車場は国立公園内の景勝地に所在するため、風致景観や自然環境に与える影響について配慮する必要があること、利用者の適切な避難誘導を確保する必要があることから、現状では規模拡大は困難です。

また、大涌谷園地へ向かう県道734号（大涌谷小涌谷）は、交通容量に問題がない中で、入庫待ち渋滞の緩和を目的に車線数を増設することは難しく、また、当該道路は、国立公園区域内にあるため、道路拡幅により、沿道樹木の伐採等を行うことは、環境保護の観点から難しい

ことから、現段階では車線数を増設させる計画はありません。

こうした中、関係機関と連携し、今年のゴールデンウィークなどの来訪者の多い時期には、駐車の待ち時間を表示した看板を設置するなど、入庫待ち車両の抑制に取り組んだところであり、今後も、関係機関と連携を図りながら入庫待ち車両の抑制に取り組んでいきます。

避難対策については、引き続き、箱根山火山防災協議会を通じて、箱根町や関係機関とともに検討していきます。

＜要望事項＞

(7) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

本計画には、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設が位置付けられているが、未だ着手に至らず予定が示されていない。

よって港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべきものであることから、同施設の早期着工を要望する。

また、整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工について要望する。

《措置状況》【国土整備局】

真鶴港では、平成17年に策定した「真鶴港活性化整備計画」に基づき整備を進めており、平成19年度から取り組んできた沖防波堤が平成28年度に完成し、港内の静穏が確保されました。

港湾管理・防災施設の整備については、平成30年7月の台風12号で被災した港湾管理事務所を早急に復旧するため、町と調整のうえ、港湾管理と防災機能を切り離し、平成31年度、旧事務所と同じ区域に新築する予定です。

なお、防災機能については、平成30年度に町が策定するグランドデザインを踏まえて、必要に応じて検討していきます。

また、整備計画に位置付けた、網干し場などとして利用される漁業基地については、平成30年度から物揚げ場に使用するブロックの製作工事に着手する予定であり、その他の施設についても、整備の優先度などを勘案しながら、順次取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(8) 県産石材の活用について

神奈川県西部地域、とりわけ小田原市から伊豆地方にかけては良質な安山岩が多く産出される地域であり、石材採掘・加工業が地場産業として発展してきた。

近年、安価な輸入石材の増加などにより、PRを行っているとの回答をいただいているが、公共工事等への浸透は十分ではなく、その利用は減少傾向となり、地場産業に大きな影響を与えていることから、地域活性化のため、また、地場産業の振興を図るためにも県をはじめ公共施設等の建築資材として県産石材の積極的な活用をPRしていただくとともに、積極的な利用について引き続き要望する。

また、町では真鶴本小松石を活用したメダルの製作等、新商品の開発にも取り組んでいることから、新商品のPRや積極的な利用についても要望する。

《措置状況》【スポーツ局・産業労働局】

県では、伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域資源の活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図っており、173品目を中小企業地域資源活用促進法に基づいて「地域産業資源」に位置付けています。神奈川県西部地域の石材についても、現在「真鶴の小松石」を地域産業資源として指定しています。

今後も、地域産業資源としてホームページで公開していくとともに、セミナ

一開催時などにも周知を図っていきます。

併せて、県が実施する表彰の副賞として活用するなど、積極的にPRしていきます。

また、これまで真鶴本小松石を使ったメダルの活用について、競技大会の運営主体等に対して情報提供を行ってきましたが、既に特定の素材等が定められたものや予算の制約などから、採用されるまでには至っていません。

今後も引き続き、機会をとらえて、メダルのほか記念品なども含め、大会等における真鶴本小松石の活用の可能性について、情報提供を行っていきます。

＜要望事項＞

(9) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドックランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様に多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、さらなる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸のアクセスには、国道を横断し迂回するルートしかなく危険であるため、海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進という観点から直接アクセスできる通路等の整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

海辺公園と湯河原海岸のアクセスについては、平成27年度から、新崎川の河口部に河川を渡れるように、自然石による飛び石を設置しているところです。

＜要望事項＞

(10) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

砂防堰堤やコンクリート擁壁等の土砂災害防止施設の整備は、人家が多い箇所、福祉施設が立地する箇所などを優先して行っていますが、こうした整備には多大な費用と日時を要するとともに、市町村や地権者などの要望も踏まえ実施する必要があります。

今後も、湯河原町には地元調整などへの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い箇所から着実に施設の整備を進めていきます。

＜要望事項＞

(11) 湯河原パークウェイの無料化について

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を経由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広域的な連携に

より、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

《措置状況》【県土整備局】

湯河原パークウェイは、伊豆箱根鉄道株式会社が「道路運送法」に基づき整備した、いわゆる「私道」です。

湯河原パークウェイを管理運営している伊豆箱根鉄道株式会社の考えを確認したところ、会社経営上、通行料金の見直しなどについては、その減収分の補填が条件であるとのことでした。

まずは、地元町としてどのように対応するのか整理・検討し、県に相談していただきたいと考えています。

＜要望事項＞

(12) (仮称) ゆがわら道の駅整備に関する支援について

観光産業の推進と地域の活性化を図ることを目的とした道の駅の整備に向けて、整備検討委員会を設置し検討を開始した。

県においては「道の駅かながわ」の推進体制により支援を実施し、駐車場、建屋等の施設整備、運営方法等の検討及び計画立案、関係機関との調整を円滑に推進するため、部局横断的に積極的な助言を要望する。

また、整備の実施が決定した場合、建設予定地は、町道だけでなく国道135号に面しているため、町による単独型の整備ではなく、町及び道路管理者による一体型の整備とすること及び接している河川を活用し、道の駅と一緒に親水公園の整備を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

県では、これまで町の取組について「道の駅かながわ」の体制に基づき、「道の駅相談窓口」により相談を受けているところであり、また、(仮称) ゆがわら道の駅整備検討委員会に参加しているところです。今後、関係部局と連携し必要な助言を行う「道の駅支援検討会議」を開催することも可能なため、引き続き「道の駅相談窓口」へ御相談いただきたいと考えています。

また、千歳川の河口部は、河川区域内の整備可能な用地が狭小で、整備に必要な用地が確保できないことなどから、親水施設（緩傾斜式護岸）の整備は困難ですが、河川区域に隣接する既存の公園の用地を活用した整備等については、具体的に御相談ください。

＜要望事項＞

(13) 違法民泊のチェック体制の充実強化について

県内でも観光客が多く訪れ、特に宿泊需要が多い足柄下郡地域において問題となっている違法民泊に関して、公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止の観点からも厳正なるチェック体制の構築を要望する。

《措置状況》【健康医療局】

県では、違法民泊の防止を図るために、ホームページで、旅館業許可施設一覧及び住宅宿泊事業法の届出施設一覧を公開しています。また、住宅宿泊事業の届出施設は、民泊施設である旨の標識の掲示が義務付けられていることから、平成30年に条例を改正して、6月15日から新たに旅館業許可を取得した施設に対して、その旨の標識の掲示を義務付けることとしました。

違法民泊施設に対しては、適正な手続きを経た上での事業運営や、これができない場合の事業中止の指導を行っています。

＜要望事項＞

(14) 治水対策の充実による水害の未然防止について

近年、台風接近に伴う大雨や局地的な集中豪雨等による河川氾濫が至る所で発生しており、住民の安全・安心の確保に向けた総合的な治水対策の充実が急務となっている。

当町には芦ノ湖があり、神奈川県は湖の水位を管理するために湖尻水門を開閉させているが、水門が開いた際には、早川の水位に影響が生じている。

水門の操作は、神奈川県と静岡県との取り決めに基づき行われていることは承知しているが、豪雨や断続的な降雨等が気象予報によって想定させる場合には、芦ノ湖水位の変化や雨量予報により、早川の急激な水位上昇や水害の未然防止を図るうえで、水門操作の弾力的な運用を実施するとともに、早川河床に堆積した土砂や草木の繁茂による河川機能の低下を防ぐための対策の推進を要望する。

《措置状況》【県土整備局】

降雨時の芦ノ湖湖尻水門の操作については、「芦ノ湖湖尻水門操作規則」及び「芦ノ湖湖尻水門操作の洪水等緊急時の措置細則」に基づき、下流に急激な水位の変動を生じないよう適切にゲートの開度を調節して放流し、湖の水位を調整してきたところですが、湖の水位を上昇させる恐れのある降雨が予想される場合の事前放流は、これまで台風時に限定されてきました。

しかし、平成30年7月豪雨等、台風に限らず集中豪雨による災害が各地で発生していることから、台風に限定した事前放流について課題があると考えており、現在、台風によらない豪雨が予想される場合の水門操作について、関係機関と調整しているところです。

また、河川に堆積した土砂の撤去は、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望をいただいていることから、平成29年度から、県全体での堆積土砂の撤去に係る予算を増額して実施しています。

早川においても、過年度より下流部において河床整理等を実施しており、平成30年度は、河口部で河床整理を実施したところです。

上流部についても、パトロールなどにより状況を把握しながら、土砂の堆積が著しい箇所の河床掘削や樹木の伐採を実施するなど、河川の適切な維持管理に努めています。

5 愛甲地域要望

＜要望事項＞

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖IC及びさがみ縦貫道相模原ICへのアクセス道路として、その交通量は増加の一途を辿っている。

また、平成27年11月沿線上に道の駅「清川」が開所し、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

については、着手済みである古在家バイパス整備事業の第1期区間及び第2期区間の早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

《措置状況》【県土整備局・警察本部】

県道64号（伊勢原津久井）の古在家バイパスについては、「かながわのみちづくり計画」で「整備推進箇所」として位置付けています。

全体計画延長約1.2kmのうち、第1期区間として、北側約0.8kmの整備を進めています。これ

までに、3橋の橋梁のうち2橋が完成しており、引き続き、道路改良工事を進めています。今後も、地元清川村と連携して事業進捗に努めていきます。

また、「信号機設置の指針」では、信号機の設置に当たっては真に必要性の高い場所を選定するものとする一方、交通環境の変化等により交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については撤去を検討することが示されています。

村道山岸外周線に接続する丁字路及び清川村役場前への信号機の設置については、交通状況及び周辺環境等の変化を捉え、付近の信号機の統廃合や撤去を考慮しつつ設置の判断をしていきます。

＜要望事項＞

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落個所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険個所に指定されている。

県におかれでは、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することにより、山腹崩壊や土砂流失といった災害が発生しにくく、地域住民が安心して生活できる地域の実現を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

地域住民が安心して生活できる地域の実現については、県が実施する治山事業等のハード面の対策と、市町村による地域住民への山地災害の危険性の周知や避難対策等のソフト面での対策が不可欠と考えています。現在、当該地区での治山事業の計画はありませんが、災害を未然に防ぐために必要な山地の荒廃状況等の把握や既存の治山施設の点検に引き続き取り組んでいきます。

＜要望事項＞

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけではなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

《措置状況》【くらし安全防災局】

県では、消防広域化の取組について、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、通常よりも高い補助率2分の1で支援することとしており、広域化実現後であっても、市町村が策定した広域化に関する計画に位置付けた施設整備等については、補助対象としています。

＜要望事項＞

(4) 登山者の安全対策について

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

携帯電話基地局を県有地に整備する場合の県有財産規則に基づく許可及び自然公園法並びに森林法に基づく許認可については、整備計画の内容に応じて判断させていただきます。

また、県道70号線の拡幅改良については、県では、「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところですが、当該区間については、現時点では、事業化の可能性が低く、抜本的な拡幅改良整備を進めるることは困難です。

＜要望事項＞

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

《措置状況》【政策局・県土整備局】

県では、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の日本版DMO法人としての活動を広域的な視点から支援し、宮ヶ瀬地域の新たな観光振興を図ることを目的に、「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」に取り組んでおり、今後も宮ヶ瀬湖周辺地域の市町村との一層の連携を図っていきます。

また、国道412号などからのアクセス機能向上に係る対策等について、県では、「かながわみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めており、具体的な計画が示されれば、御相談に応じていきます。

＜要望事項＞

(6) 宮ヶ瀬湖周辺エリア（県立あいかわ公園など）への多言語化サイン・無料公衆無線LANの設置

2020東京オリンピック・パラリンピックを控え、外国人観光客の増加が求められる中、宮ヶ瀬湖周辺エリア（県立あいかわ公園）には、多言語化のサインがほとんどない状況であることから、園内に多言語化の案内・誘導サインの設置を要望する。

また、公園に隣接している宮ヶ瀬ダムにおきましても、多言語化されているサインが不足しているとともに、無料公衆無線LANの整備がされていないことから、訪日観光客に向けた施設整備等について、国に働きかけを行うこと。

《措置状況》【政策局・国際文化観光局・県土整備局】

県内の観光資源周遊につながる民間施設の多言語化サイン及び無料公衆無線LAN整備に要

する経費の2分の1を支援する補助制度を設けるとともに、県有施設について、同様の整備を行っています。

県立都市公園の案内板や誘導サインの多言語化については、海外から多数の来訪者が見込まれる公園において、優先的に取り組んでいます。県立あいかわ公園については、施設の更新時に、案内板などを多言語化するほか、英語版ホームページが既に公開されていることから、その利用をパンフレットなどで周知していきます。

また、同公園に隣接している宮ヶ瀬ダムを所管する国に対して、訪日観光客に向けた施設整備等として、多言語化サインの増設とともに、無料公衆無線LANを整備するよう働きかけを平成30年12月に行いました。

6 水源地域要望

<要望事項>

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃をはじめ、河川敷入口付近への防犯カメラの設置、特に来訪者の多い土日祝日やゴールデンウィーク、夏休み期間中における河川パトロールを実施するとともに、県内外からの河川遊客に対する美化意識（河川の流水が県民の飲料水として利用されていること等）の啓発等を積極的に取り組むよう強く要望する。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、不法投棄や散乱ごみの未然防止対策として、日頃から職員による河川パトロールを実施するほか、委託業者による夏季の土日祝日等のパトロールの実施、車両の乗り入れを規制する車止めの設置、不法投棄に対する啓発・警告看板の設置、ダムの放流警報施設の電光掲示板やスピーカーを利用した河川利用者への呼びかけ等を実施しています。

また、原状回復対策として、堤防の草刈りにあわせて清掃を行うとともに、河川区域内に不法廃棄された廃棄物、放置車両等の撤去を実施しており、今後も継続して実施していきます。

また、河川遊客に対する美化意識の啓発については、「県のたより」やホームページ、リーフレットの配布及び県民フォーラムの開催などにより、水源地域を守る意識の啓発に努めており、引き続きこうした取組を推進していきます。

<要望事項>

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組み、森林が経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望する。

《措置状況》【環境農政局】

水源環境保全税を活用した特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的効果が見込まれ

る事業を対象としています。高齢林の更新については、皆伐再造林は水源環境保全・再生市町村補助金事業の対象としていませんが、複層林造成のための間伐と植栽は、長期施業受委託の手法において補助対象としています。

また、針葉樹林と広葉樹林の整備については、人工林の間伐や広葉樹林の土壤保全対策工など、水源かん養機能の向上に資する整備を補助対象としています。

間伐材の流通体制の整備については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれるものではないことから、補助対象とすることは困難です。

＜要望事項＞

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためにには、森林整備を促進する必要がある。

ついては、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

《措置状況》【環境農政局】

造林補助事業は、森林所有者等が自ら森林整備を行った場合に、事業費に対し一定の割合で補助を行う仕組みであり、所有者が負担した経費は将来の木材生産により還元されることから、現在、補助率の拡充は考えていません。

今後、森林を取り巻く大きな社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて補助率の見直しを行うなど、適正な補助制度の維持に努めていきます。

なお、水源地域において、自発的に森林の整備を進める森林所有者と市町村が協力協約を締結し、水源林としての適切な森林整備等を実施するための補助を行っています。協力協約の森林整備が造林補助事業の対象の場合には、造林事業補助金に上乗せして補助することとしています。

＜要望事項＞

ウ 平成31年度から（仮称）森林環境譲与税の交付が開始されるが、水源環境保全・再生事業の対象区域となっている町村では、森林環境税と水源環境保全税の事業対象箇所が重複するため、事業区分や使途などを明確にすることを要望する。

《措置状況》【環境農政局】

森林環境譲与税については、これまで、「平成30年度税制改正の大綱」等の内容や、林野庁が主催する会議等の内容を、市長・町村長会議、担当者会議等において情報提供を行ってきたほか、市町村との個別打合せ会等を行い、市町村が抱える課題やニーズを伺うとともに、使途の考え方を示したガイドラインの作成等を行ってきました。また、両税の両立を図り、相乗効果を創出することにより、県内全域の森林の保全・再生を図っていくことが大切であると考えていることから、市町村に共通認識を持っていただくための個別相談の場を設け、譲与税により実施する事業と、水源環境保全・再生事業で実施する事業とのすみ分けに関する調整等を行ってきました。

今後、県が率先して、県全体の取組や効果を公表するなど、事業の見える化を進め、両税を負担する県民の皆様の御理解を求めていきます。そして、こうした取組を通じて、全ての市町村において適切に事業が展開され、着実に成果が挙がるよう、県は、その要としての役割を担っていきます。

＜要望事項＞

(3) 市町村設置型高度処理型浄化槽に係る新たな助成制度の創設について

当町では、三保ダム集水域において高度処理型での合併処理浄化槽整備事業を推進しており、一般住宅については、独居世帯・高齢世帯など設置が困難な箇所を除き、概ね設置が完了した。しかし、設置から10年が経過する浄化槽が現れてきていることから、日頃の維持管理に対して経費の増加が課題となってきている。特に高度処理に必要なリン除去用鉄電極の交換も継続的に行わなければ放流水の水質が確保できない。浄化槽の維持管理は、県集水域の水質に大きな影響を与えることから維持管理費として補助する新たな助成制度の創設について要望する。

《措置状況》【環境農政局】

「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」までの期間に設置した高度処理型合併処理浄化槽については、通常型よりも多くかかる維持管理費相当分として、1基当たり50万円を設置時に一括で交付済みのため、維持管理に対する新たな助成制度の創設は考えていません。

なお、第3期計画では、維持管理費相当分に替えて、高度処理のために必要となる経費相当額を、浄化槽の規模に応じて支援しています。